

横浜商工会議所
会頭 高 梨 昌 芳 様

横浜市長 中 田 宏

平成17年度横浜市政に関する要望について(回答)

さきに要望(平成16年9月7日)のありましたことについて、大変遅くなりましたが、次のとおりお答えします。

【重点要望事項】

1 景気回復を確実にする経済活性化策の継続推進

(1) 公共工事の市内企業への優先発注

公共工事の発注にあたっては、従来から、可能な限り市内企業への優先発注を基本方針としていますが、市内企業が施工可能な工事については、競争性が確保される限り、今後とも、市内企業に優先発注していきます。

(2) 市内企業・グループの参加に向けたPFI事業の積極的展開とこれに関わる支援策の推進

「横浜市PFI等基本方針・ガイドライン」に沿って、民間の創意工夫による、効率的な整備・維持管理やサービス向上が見込める事業、また、専門的な技術ノウハウを生かせる事業などを中心に、検討を進めていきます。また、事業者募集時における参加資格の緩和や市内企業が協力会社として活用されるよう選定事業者に対する働きかけなどを行っていきます。さらに、PFI事業に関する情報提供を行うための、研修会の開催や専門家の派遣などの支援策を行っていきます。

(3) 中小企業に対する金融支援策の充実強化

中小企業経営を支援する金融制度の充実

ア 既存制度融資の充実と信用保証協会の保証力の強化

下支え資金の柱となる経営安定資金及び簡易迅速な融資決定を行う地産連携迅速対応資金(クイック)については、目標額を増額し、中小企業の経営安定や資金調達の円滑化を図ります。

また、横浜市信用保証協会の保証力の強化については、市内中小企業への積極的な保証促進を図るため、本市では同協会へ、出えん及び代位弁済補てんを行っていきます。

イ 政府系金融機関を活用した事業資金の安定的供給支援

政府系金融機関として、本市中小企業融資制度においては、商工組合中央金庫が取扱金融機関となっており、積極的な制度融資の活用を依頼しています。

ウ 売掛債権担保融資保証制度の活用促進(市自らの債権譲渡禁止特約の解除)

横浜市信用保証協会と共に引き続き中小企業や金融機関に対するPR等、活用の促進を図っていきます。

新事業・設備投資等を誘発する金融制度の充実

ア 横浜型債券市場〔少額私募債の発行支援、ローン担保証券(CLO)・社債担保証券(CBO)等の発行支援〕の活用促進

3か年で構築を目指す「横浜型債券市場」の2年目にあたって、信用保証料の一部助成を行う少額私募債の発行支援を引き続き実施するとともに、ローン担保証券(CLO)については、中小企業が利用しや

すい工夫を加えて実施していきます。また、社債担保証券（ＣＢＯ）の実施に向けた検討を行っていきます。

イ 知的財産担保融資等の新たな公的融資制度の創設

本市では、平成１７年度「横浜型知的財産戦略推進計画」の策定を進めていくこととしており、この計画策定と併せて、融資制度の可能性について検討していきます。

（４）「緊急経済雇用活性化対策」の成果の検証と実効性ある推進

経済・雇用対策の効果は複合的に現れてきていますので、直接的な効果を検証することは困難ですが、「緊急経済雇用活性化対策」開始時（平成１４年３月）に比べて、市内企業の「自営業況ＢＳＩ値」（マイナス４７.９マイナス３.９）や「有効求人倍率」（０.５６ １.０５倍）に改善が見られるなど、景気が回復しつつある状況が読みとれます。

今後についても、市内経済の活性化を図るため、引き続き経済・雇用指標の変化に留意しながら、各局において必要な施策を行っていきます。

２ 成長分野を睨んだ市内産業の構造改革・体質強化支援

（１）成長マーケットの創出支援

横浜サイエンスフロンティアを拠点とする生命科学・バイオテクノロジー研究の一層の推進と事業化支援「ライフサイエンス都市横浜」の３つの方向性である「健康な市民生活への貢献」、「経済の活性化・雇用の創出」、「研究開発の推進」を目指し、多様な産学官連携と研究成果が産業化に結びつく流れを創出する戦略的モデル事業を構築するため、５つの先導的なプロジェクトに取り組む「ライフサイエンス都市横浜」戦略的モデル事業推進費を平成１７年度予算において計上しています。これにより、バイオテクノロジー分野における研究の一層の推進と市内企業参加による研究成果の産業化が図られると考えています。

〔５つのプロジェクト〕

- ・ 市民健康ネットワークシステムの構築
- ・ 機能性食品の開発
- ・ 免疫・アレルギー等の研究成果の活用
- ・ 先端計測機器等の開発
- ・ 植物遺伝資源の活用

ナノテク・新素材・ロボット等の新技術関連産業の振興と事業化支援

中小企業の新技術・新製品開発等を支援するため、経費の一部を助成する中小企業研究開発助成事業を行っていますが、平成１７年度は新たに同助成制度に研究開発の企画・立案活動に要する経費の助成枠を設け企業の新技術・新製品開発を支援していきます。

また、外部の技術士や大学研究者等、新技術分野に対応できるアドバイザーを充実させ、新技術・新製品開発に伴って生じる技術課題の迅速な解決を図るとともに、高精度の試験・分析機器の整備充実や技術分野における研修機関での研修受講料の補助などにより、引き続き新技術関連産業を技術支援していきます。

デジタルコンテンツ・デジタル家電等の高次生活・余暇関連産業の振興と事業化支援

市内には新横浜地区の半導体開発をはじめ、横浜駅周辺のソフトウェア開発、都心臨海部のデジタルコンテンツ制作など、特徴あるＩＴ産業の集積がみられ、創造的な事業活動を展開しています。さらに、横浜にはこれらの企業や研究所で働く市民が暮らしており、専門的・技術的ノウハウを持った人材が豊富な地域です。こうした、様々な地域の強みを活かして、昨年１２月に策定した「横浜市ＩＴ産業戦略」に基づき、ＩＴを横浜のこれからのリーディング産業として振興していきます。

循環型社会を支える環境関連技術産業やバイオマス、燃料電池等新エネルギー産業の振興と事業化支援

本市では、横浜経済の活性化を図るため、市内中小企業の研究開発への助成制度を設けています。本助成制度では、企業と大学による共同研究開発を対象にした産学共同研究開発助成の枠を設け、本市の政策課題及び市民生活に密着したテーマを重点分野に設定して、社会性の高い研究開発を支援しています。

平成16年度では、循環型社会を支える環境関連技術産業に関するテーマとして、「地球温暖化防止関連技術・製品の開発」や「自動車排出ガスに関する発生源及び沿道環境対策機器・技術の開発」などを取り上げましたが、平成17年度についても、引き続き、新たな環境技術・製品の開発など、市内中小企業の新技術・新製品開発を支援していきます。

介護・福祉・健康・子育て支援・安心・防犯等の分野に関するコミュニティビジネスの振興・支援

地域経済を活性化するためのコミュニティビジネスを促進するため、引き続き、財団法人横浜産業振興公社(以下「振興公社」という。)に開設した経営サポート窓口において、専門家相談などにより経営面の総合的な支援を行うとともに、より地域に根ざした事業促進を図るためセミナーを区と連携して開催します。

また、平成17年度には、民間金融機関の行う融資と連携し、事業計画作成から融資後の経営まで一貫してサポートする支援事業を実施するとともに、ビジネスプランを募集し、優秀なプランのうち年度内に事業化するものに対して助成金を交付するなど、事業化支援に取り組んでいます。

(2) 市内企業の体質強化

市内中小企業の情報化・国際化に対応した経営人材の育成・確保等に対する支援強化

振興公社において、情報化のためのセミナーや国際ビジネスに関するセミナーを開催するなど、中小企業の情報化、国際化に資する人材の育成に努めていきます。

このほか、中小企業の情報化については、大手企業のように自社の経営理念に合わせて情報化戦略を立案、実行する責任者(CIO)を置くことができない中小企業に対し、ITコーディネータを活用し、国の助成金制度等を活かして経営者の立場に立った情報化を進めます。

国際化を促す施策としては、海外各地域の現地情報やビジネス情報、輸出入のノウハウなどについて、様々なセミナーを開催するとともに、国際ビジネスに関する個別相談も行います。また、海外展示会等への出展や個別商談機会の充実に取り組み、国際化に対応した経営人材の育成を進めます。

市内中小企業を対象とした産学官民連携による新規事業展開等の経営情報が得られる体制・場の創設

毎月1回、大学から研究者を招き、毎回異なったテーマで研究内容の講演や意見交換を行う「産学交流サロン」の開催や、年1回、大学の研究成果を多くの企業に活用してもらうための大学研究者との技術交流の場である「リエゾンポート」を開催しています。

また、振興公社のホームページ上への各種施策の掲載、月2回、最新情報を掲載したメールマガジンの発行などにより、経営拡大を図る市内中小企業を引き続き支援していきます。

産学連携を促進するためのコーディネート人材の育成促進

技術課題の相談や産学連携による共同研究への取り組み方など、技術の専門家であるリエゾンプロデューサーが相談内容に適したアドバイスを実施しています。

また、振興公社に、事業化へ導く専門家であるインキュベーションマネージャーを1名配置しています。リエゾンプロデューサーやインキュベーションマネージャーの増員を図るなど、引き続きコーディネート人材の育成促進に努めていきます。

市内企業の体質強化を目的とした当所事業への支援・協力

ア 市内大学学生の就労意欲の高揚と将来の市内経済を担う人材育成を目的とした「横浜インターンシップ制度(市内に本部を置く大学学生の市内企業でのインターンシップを当所が仲介する制度)」事業への助成支援(受入企業への助成)

市内の学生に対して、就業体験の機会を用意し、人材育成や職業意識の向上を図ることは大変重要であると考えており、本市におけるインターンシップ関連事業を推進するとともに、関係機関との連携を図っていきます。

イ 利用者の利便性の向上を目的とする当所を活用した中小企業相談窓口のワンストップサービス化の実現支援

平成16年度に実施した中小企業ワンストップ経営相談モデル事業の結果を踏まえ、地域の中小企業の

利便性向上を目的としたワンストップサービスの充実に向けて引き続き連携を図っていきたくと考えています。

3 民主導の経済社会を支えるインフラ・都市環境の整備促進

(1) 都市・交通基盤の整備促進

東京国際空港（羽田空港）の再拡張・国際化と「神奈川口構想」の実現推進

国が実施する羽田空港再拡張・国際化は、本市にとって市民の利便性の向上のみならず、経済の活性化等に大きく寄与することが期待されることから、神奈川県・川崎市とともに概ね100億円の無利子貸付を行うこととしており、平成17年度予算として約9億円を計上したところです。

本市としては、羽田空港の真の国際化のためには、国際化の範囲を北京、台北、香港までをカバーできる3,000km圏とし、不便なく往来できるだけの必要な便数を確保するべきと考えています。

今後、八都府市など関係自治体と連携した取組や、広く世論を形成していくための取組などを行うとともに、国土交通省に対して、あらゆる機会を通じて働きかけていきます。

また、神奈川口構想については、神奈川口構想に関する協議会の中心的なテーマとして、国土交通省、神奈川県、川崎市が中心となって具体化に向け検討を進めているところです。本協議会では、羽田空港へのアクセスの改善や集客プロモーションの推進、港湾機能の強化など幅広く検討しているところです。今後とも国や県等関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

京浜臨海部の活性化に資する東海道貨物支線の貨客併用化、並びに臨海部幹線道路整備の実現促進

東京圏の鉄道整備に関する基本計画を定める運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月）の中で、「東海道貨物支線の貨客併用化」については、今後整備について検討すべき路線として位置づけられています。

この鉄道計画については、沿線の土地利用及び交通需要の見通し、整備を行う場合の事業手法、事業の採算性などの課題がありますが、事業化の可能性について検討を進めていきたくと考えています。

臨海部幹線道路については、京浜臨海部を相互に連絡するとともに、横浜都心と川崎方面との連絡強化等を担う重要な路線ですが、計画地域では活発な企業活動も行われていますので、これらへの影響等も考慮しつつ検討していきます。

京浜港のスーパー中枢港湾指定、「国際物流特区」の認定による横浜港の大水深・高規格コンテナターミナルの整備促進、並びに港湾利用コストの低減化や、リードタイムの短縮化等港湾利用サービス体制の充実強化

大水深・高規格コンテナターミナルについては、平成12年に本牧ふ頭D-5バース、13年に南本牧ふ頭MC-1、MC-2バースが供用しました。また、本牧ふ頭BC突堤コンテナターミナルでは、先端の1バースが平成16年に供用を開始し、引き続き「スーパー中枢港湾」の先導的なターミナルとしての整備を進めています。

一方、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化等については、これまでも民間と行政が一体となった「使いやすい港づくり推進協議会」等を通じて検討を行い、港湾利用サービスの向上を図っているところです。

平成16年7月に「スーパー中枢港湾」指定を受けたことにより、今後、国の支援措置や京浜3港連携の取り組み、さらに、「国際物流特区」の活用等を通じて、これらの取り組みを一層加速していきたくと考えています。

横浜環状南線・北線、横浜相南道路（首都圏中央連絡自動車道）環状3・4号線の整備促進、並びに横浜環状道路北西線の事業化促進

横浜環状南線は、事業者である国土交通省、日本道路公団が、栄区の神戸橋交差点付近～（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクション付近の区間で、用地取得を本格的に行っており、釜利谷ジャンクション内等で工事を進めています。平成17年度は引き続き、これらの区間で事業を推進するとともに、他の地区での用地取得の本格化や工事着手を目指します。今後も早期完成に向けた取り組みを、国土交通省、日本道路公

団と連携し、推進していきます。

横浜相南道路は、平成17年度も引き続き、本市区間を含む全線にわたって、国土交通省が用地取得など本格的な事業を展開する予定ですので、国土交通省と連携し、早期完成に向けた取り組みを行ってまいります。

横浜環状北線は、現在、事業者である首都高速道路公団が、用地測量及び、用地取得等を進めており、特に、トンネル区間の区分地上権設定を重点的に実施しています。平成17年度は引き続き、用地取得等を進めるとともにトンネル工事に着手する予定です。今後とも早期完成に向けて、公団と連携しながら積極的に事業を推進していきます。

第三京浜道路～東名高速道路を結ぶ（仮称）横浜環状北西線については、現在、パブリックインボルブメントを行っており、今後、できるだけ早期に環境アセスメントなどの手続きに着手し、事業化が図れるよう進めてまいります。

環状3号線については、戸塚地区（戸塚区戸塚町～栄区長沼町間）南戸塚地区（戸塚区戸塚町地内）汲沢地区（戸塚区戸塚町～汲沢町間）において、また、環状4号線については、公田・桂町地区（栄区中野町～桂町間〔市境〕）下飯田地区（泉区下飯田町～戸塚区深谷町間）でそれぞれ事業を進めており、その他の地区についても、これらの進ちょく状況をみながら、早期事業化について検討していきます。

新横浜駅への新幹線「のぞみ」の増停車、並びに同駅舎改良を契機とした新横浜新都心地区のビジネス、コンベンション等の拠点としての整備促進

東海道新幹線については、平成15年10月のダイヤ改正で「のぞみ」の新横浜駅への停車本数が60本/日に大幅に増加し、市民の利便性の飛躍的な向上と、横浜経済のさらなる活性化が期待されます。今後も、機会をとらえて「のぞみ」「ひかり」の新横浜駅への停車増について、引き続き要望するとともに、「新横浜都心」のまちづくりについても、JR東海が進めている新横浜駅の駅舎改良等に併せた駅前広場や歩行者デッキの整備など、総合的な交通結節点機能の強化を図っていきます。

（2）市民、企業の安全・安心を確保するための都市環境の形成

防犯・災害・テロ対策等危機管理体制の充実強化

「横浜市危機管理指針」「横浜市防災計画」及び「横浜市緊急事態等対処計画」等に基づき、初動体制の強化の取組みや迅速な要員確保、関係機関との連携など危機管理対策の強化徹底を図っていきます。

サイバーテロ対策等情報セキュリティー対策の充実強化

サイバーテロの脅威から市民生活や社会経済活動を守るためには、サイバーテロの予防・対処を連携して行うための官民における体制の確立・強化を図ることが必要であり、本市としても県警等と連携を図り、セキュリティ情報や警報情報の共有を図るよう務めています。

また、個々の企業において、情報セキュリティ対策の実施など、セキュリティ水準の向上に努めることが重要であると考えています。

食品・水・大気・感染症等への安全衛生対策の充実強化

本市では、「横浜市食品衛生監視指導計画」に基づき監視指導及び食品の抜き取り検査を実施しています。

平成17年度においても、大量調理施設、食肉・生食用鮮魚介類取扱い施設など、食中毒事故等が危惧される施設に対して重点的な監視や、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品の抜き取り検査の実施など、引き続き市民の食に対する安心と安全の確保に努めていきます。

また、水質・大気に関しては、引き続き、良好な都市環境創造のため、関係法令や条例に基づいて、工場・事業場への規制・指導等に努めます。

なお、感染症対策についてですが、本市では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、各区福祉保健センターが中心となって、患者発生時の感染拡大防止、さらには、非常時に備えた日頃からの準備等に関し、体制を確保しています。

（3）魅力あり活力ある都市環境の整備促進

みなとみらい21線の開通を契機とした新たな都心部活性化ビジョンの策定

平成16年6月に策定した「横浜市観光交流推進計画」の重点戦略の一つに、「港と都心部の魅力向上戦略」を設定しており、都心部の活性化という視点で、「港の賑わいと都心部の回遊性の向上」と「文化芸術による都心部活性化の推進」を図り、都心部の魅力と回遊性を向上させる取り組みを進めます。

魅力ある都心形成を目的として当所が実施する事業への支援・協力

ア 当所が中心となって実施する都心部構造変化に関わる調査(「横浜都心部の活性化に向けた構造基礎調査(仮称)」)への支援・協力

魅力ある都心形成を目的とした「横浜都心部の活性化に向けた構造基礎調査」に対しては、関係各局で連携して支援・協力を行っていきます。

イ 「横浜都市再生推進協議会」事業への支援・協力

「横浜都市再生推進協議会」の事業については、本市としても情報提供等、支援・協力を図っていきたいと考えています。

ウ 関内・関外地区の中心市街地活性化事業(当所TMO事業)への支援・協力

TMO運営会議での事業などに支援していきます。

「近代日本開国・横浜開港150周年記念事業」の積極的推進

地元経済界が中心となって市内関係団体及び行政が構成員となって組織する「近代日本開国・横浜開港150周年記念事業推進協議会」に対して、平成16年度と同様、必要な支援を行います。

また、開港150周年記念事業を進めるうえでの取り組みの指針及び市民へのメッセージとして位置づけ、現在策定中の「横浜開港150周年基本ビジョン」を受け、平成17年度は、市民から募集した意見やアイデアを踏まえながら基本ビジョンの具体化などを進めていきます。

今後も、2009年に迎える横浜開港150周年に向けて、歴史、芸術、文化、産業等の横浜の魅力を外内に発信し、横浜のイメージ向上と活性化を図るため、地元経済界をはじめ、各種団体や市民、行政との強いパートナーシップのもと、横浜の未来像を視野に入れた全市的な諸事業を積極的に展開します。

内外からの企業・観光客誘致のための都市PRイベントの積極展開

観光客誘致のための都市PRイベントについては、従来からの観光イベントに対する支援に加え、新たに香港セダンチェアレースへの支援を開始し、ハワイ関連イベント等への支援を強化するなど、横浜の国際性をPRできるようなイベントに対する支援を積極的に行っています。

今後も、横浜の歴史性・地域性等を活かした「横浜ならでは」といえるようなイベントが開催されるよう支援を進めます。

税負担軽減、助成制度を活用したみなとみらい21地区、京浜臨海部等への内外からの企業誘致促進

本市では、企業立地等の促進を図るため、市内の特定地域において市税減税、助成金交付の支援策を講じる「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」を平成16年4月1日に施行しました。みなとみらい21地区と京浜臨海部は、この特定地域に指定されており、一定の条件(事業内容、投下資本額等)を満たす企業立地等は、支援策の対象となります。

「京浜臨海部再生特区」の認定による同地区の再整備促進

国の構造改革特別区域指針画を活用した規制緩和の推進や、企業立地等を促進するための大規模投資に対する市税の軽減及び助成制度などの優遇策により企業進出及び既存工場の高度化を進めていきます。

また、貴会議所とともに立地企業との連携を図り、京浜臨海部の再整備を一層推進する施策について検討していきます。

国際機関・国際会議の誘致促進

本市は、平成3年(1991)に国際機関に活動拠点を提供するために「横浜国際協力センター」を設置し、これまで積極的な国際機関の誘致を行ってきました。

現在までに、国際熱帯木材機関(ITT O)、アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター、シティネット(アジア太平洋都市間協力ネットワーク)、国連世界食糧計画(WFP)、国連食糧農業機関(FAO)

国連大学高等研究所（UNU - IAS）が入居しており、「横浜国際協力センター」のスペースはすべて国際機関で活用されることとなりました。

今後は、これらの国際機関相互、及び国際機関と本市をはじめとする関係機関や団体との連携を推進するとともに、その活動内容を市民に周知するなどの支援を図っていきます。

また、「横浜市観光交流推進計画」の中の重点戦略として、「コンベンションの誘致強化」が掲げられており、財団法人横浜観光コンベンション・ビューローや、パシフィコ横浜と連携しながら、経済効果、情報発信力、シティーセールス効果の高い、会議・展示会の開催支援を行っていきます。

外国人の居住環境の充実（標識・表示の外国語併記の徹底、住宅環境の整備、インターナショナルスクールの誘致等）

本市では、平成16年度、「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」を設置し、外国人にも暮らしやすく活動しやすいまちづくりに向けた検討を行っているところです。

また、外国人に対する住宅については、平成16年10月から「横浜市民間住宅あんしん入居事業」を実施し、外国人に対し協力不動産店や契約保証会社を紹介する入居支援と入居後の通訳派遣等の居住支援を行っています。

なお、外国語広報の推進のため、「横浜市外国語広報のあり方に関する指針」を策定し、平成17年4月から全庁的に取組みを進めていきます。

また、既に、横浜市内には、9校のインターナショナルスクールがありますが、このことが、外国企業や外資系企業の横浜立地や外国人の居住を促進する一つの要因にもなっています。そこで、引き続きインターナショナルスクールの誘致等に向けた協力等を行っていきたいと考えています。

4 横浜経済の活性化に資する行政改革の推進

(1) 政策検討・立案過程における当所意見の反映（審議会・懇談会等への当所委員の参画）

これまででも、横浜経済活性化懇談会の委員として「横浜経済活性化に向けた中期ビジョン」策定に参加いただくなど、経済活性化に向けたご意見をいただいておりますが、今後も引き続き、審議会・懇談会等への参加、パブリックコメント等、貴所の意見を伺う機会を設けていきます。

(2) 行政事務・事業（ごみ清掃・廃棄物処理事業、保育事業、病院事業、学校施設運営・給食事業、庁舎・公園等公共施設の管理業務、上下水道事業、学校教育事業、バス事業等）の民間委託及び民営化の速やかな実行 すべての事業・業務について、「民間度チェック」により、事業そのものの必要性、サービス供給主体のあり方、費用対効果など様々な角度から点検し、行政と市民、団体、企業との役割分担を明確にした結果として、民間の持つ能力が最大限に発揮されるものについては、事業の民営化や業務の委託化、指定管理者制度やPFIの手法の導入を進めていきます。

これにより、サービスの質の向上と効率化を実現し、より多くの市民の満足度を高めていきます。

(3) 外郭団体・第三セクターの改革の促進と事業の民間委託・移転推進

外郭団体の改革については、平成15年10月に策定した「新時代行政プラン・アクションプラン」に基づき、56の外郭団体（解散・統合の実施により現在は53団体）のうち36団体について整理・統合、あり方検討等を実施します。

その他の20団体については、特定協約団体として、平成18年度までの主要な経営目標について市と団体との間で「協約」を策定し、その達成状況を外部の専門家が評価する仕組み「特定協約団体マネジメントサイクル」を導入し、団体の自主的・自律的な経営改善を進めていきます。

また、「協約」の進捗状況や団体の経営分析を専門的・客観的な視点で行い、「協約」の確実な達成を図るため、公認会計士等外部の専門家による監察を行うなど、外郭団体改革を積極的に推進します。

事業の民間委託・移転推進については、地方自治法の公の施設の管理運営に関する改正等を踏まえながら、市が外郭団体に事業や施設の管理を委託する必要性について、十分検証していきます。

(4) 行政事務・手続きの簡素化・迅速化

IT（情報通信技術）等を活用して、時間や場所にとらわれず手続を可能にするといった、市民が便利だと実感できる、そして迅速なサービスを提供します。また、業務の流れを見直し、無駄を省いて時間の短縮を図り、効率的な業務を行います。

それにより、市民サービスの拡大と、内部事務の迅速化・効率化を図ります。

（５）横浜経済の活性化に資する政策立案・実行力のより一層の強化

市内経済の現状や産業構造の変化を踏まえ、「横浜型知的財産戦略推進事業」、「行政課題解決型技術革新事業（横浜版SBI R）」などの新たな発想による経済政策を積極的に展開することにより、横浜経済の活性化を図っていきます。

横浜プロモーション推進事業本部

1 魅力ある集客施設の拡充

山下・関内地区を中心に魅力向上を図るため、横浜人形の家を観光客・市民にとってより魅力ある集客施設として再整備するとともに、魅力ある集客施設の拡充については、民間企業等が進める事業に対して、プロモーションをはじめ側面的な支援を図っていきます。

2 関内・山下地区への観光バス専用駐車場の増設

当該地区の観光バス駐車場の増設については、既存の観光バス駐車場の利用の促進を図るとともに、観光バス専用のバスターミナルの設置も含め、関係局で総合的に観光バス対策として検討していきます。

3 歴史的建造物や主要観光施設等の統一したサイン表示の充実とインフォメーションの強化

本年3月、山下・関内地区等に設置してある歩行者用案内地図を最新のものに更新しました。

インフォメーションについては、市内4か所の観光案内所で行うほか、民間観光事業者等との連携により、「大黒パーキングエリア」や「TEPCO de OASIS」等で行っています。また、本年2月に観光客が多く訪れる施設との連携により、「横浜ちょこっと観光インフォメーション」を開始しました。

今後も、民間事業者等との連携によりインフォメーション機能をより一層充実していきたいと考えています。

4 国際仮装行列、国際花火大会等への分担金の本年度同水準の予算額の確保

ざよこはまパレード（国際仮装行列）については、2009年の開港150周年に向けて、実行委員会でその内容の充実と運営体制の強化のための具体的な検討を開始したことを受けて、事業本部としても行列リニューアルに必要な支援を進めます。

また、国際花火大会についても、平成17年度は50周年記念にあたることを踏まえ、50周年にふさわしい内容にするるとともに、ゴミ問題や安全対策など諸課題の解決に取り組めるよう支援をします。

5 観光ボランティア（通訳、ガイド等）の育成と、これらの積極的な活用促進

財団法人横浜観光コンベンション・ビューローにおいて、市内で活動する通訳ボランティアガイド団体への協力・支援を行うとともに、横浜観光コンベンションボランティアの派遣を行っています。

また、横浜観光プロモーションフォーラム認定事業として、横浜シティガイド協会の主体的な活動を支援しています。

6 観光情報発信拠点（コールセンター）の整備検討

従来の観光案内システムの機能強化の一環において、検討を加えていきます。

文化芸術都市創造事業本部

1 歴史的資源を活かした魅力ある街づくりの推進

都市計画局1（4）と同一回答。

2 「象の鼻地区」の早期整備

中区14と同一回答。

都市経営局

1 公共交通機関の整備促進について

(1) みなとみらい線のＪＲ根岸駅への延伸検討

元町から根岸へ至る鉄道計画については、横浜環状鉄道の一部として、東京圏の鉄道整備に関する基本計画を定める国の運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月）の中で、位置づけられています。

本路線の整備については、今後の少子高齢化などの社会環境の変化や周辺土地利用の状況、将来のまちづくりや交通需要の見通しなど様々な課題がありますが、これらを踏まえ、総合的に検討していきます。

(2) 高速鉄道3号線の新百合ヶ丘までの延伸検討

市営地下鉄3号線は、現在、横浜北部地域の交通利便性向上や都心・新横浜都心等の都市拠点の形成、さらには港北ニュータウンなどでの計画的な街づくりの推進など、重要な役割を担っています。

本路線のあざみ野から新百合ヶ丘までの延伸については、運輸政策審議会答申第18号に位置づけられており、小田急線との接続により、本市の鉄道ネットワークの充実や3号線の機能強化、乗降客の増加などが期待できます。

そのため、周辺鉄道計画（川崎縦貫高速道路、小田急複々線化）との整合や将来の交通需要等をみながら、検討していきます。

2 京浜臨海部再編整備事業の推進について

(1) 道路整備について

臨港幹線道路、鶴見臨海部幹線道路、国道357号（大黒ふ頭～扇島・川崎東京方面）の整備促進

臨海部幹線道路については、現在、山内・瑞穂区間で整備を進めており、今後の財源確保などの状況にもよりますが、「中期政策プラン」の計画目標年次である平成18年度の新港・瑞穂区間の強化を目指しています。

大型車両の円滑な通行に資する域内道路の拡幅

当該区間の事業化については、今後の交通需要の動向、周辺のまちづくり、財政状況などを考慮しながら、検討していきます。

(2) 京浜運河を活用した水上交通等の整備検討

運河を活用した水上交通については、船着き場の確保や、船舶航行上の安全対策、事業採算性の確保など様々な課題がありますが、官民の役割分担を踏まえつつ、需要動向を見極めながら、検討を進めていきます。

3 判り易い評価基準にもとづく行政評価システムの確立

本市では、「お客様」「業務プロセス」「財務」「人材育成」「職場活性化」という5つの視点で、すべての事業、業務を見直し、改善を進める「民間度チェック」という仕組みを行政評価に導入しています。

評価基準については、事業や業務に応じた基準を各々所管で設定していますが、さらに、わかりやすさ・自発性・持続性を重視して、改善に結びつける行政評価を目指し、システムを充実させていきます。

総務局

1 大規模地震発生を想定した市内建設業者との復旧活動に関わる実行計画の早期策定

大規模地震発生を想定した市内建設業者との復旧活動については、市内の建設業協会と、地震や風水害等の災害時における緊急巡回や応急措置等に関する協定及び実施細目を締結しています。

本協定及び実施細目は、地震、風水害その他の災害時又は災害のおそれがある場合における活動の実施に必要な内容について取り交わしたものです。

2 横浜ノース・ドックをはじめとした市内米軍施設の早期返還

平成16年10月の日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅建設とともに、深谷通信所、上瀬谷通信施設など合計で約376ヘクタールと、市内米軍施設の7割を超える返還の方針

が合意されました。国に対し返還の方針が合意された施設について、早期に返還の実現を求めるとともに、横浜ノース・ドックをはじめとして残る米軍施設について引き続き、市会、市民とともに早期全面返還に取り組んでいきます。

3 公共工事予算の計画的な確保と既存ストックの事後保全から予防保全を重視した長寿命化対策の推進

公共施設ストックの計画的な保全や新規施設の耐久性の向上など「公共施設の長寿命化」に関しては、本市の重点施策の一つとして取り組んでおり、施設の保安全管理等に係る基準類の策定や優先順位をつけた対応等、今後とも積極的な推進に努めていきます。

貝才政局

1 公共工事予算の計画的な確保と既存ストックの事後保全から予防保全を重視した長寿命化対策の推進 総務局3と同一回答。

なお、道路橋については、平成15年度に有識者委員会を設置し、計画的に維持管理を行い予防保全を実施していくため、橋梁長期保全更新計画の基本方針について検討を行いました。

この検討結果を受け、平成18年度までに全ての橋を点検し、その結果から保全更新計画の策定、補修・補強等を行うことにより、長寿命化へ向けた取り組みを進めていきます。

2 公共工事の入札・契約制度の見直し（公共工事発注に際しての業者選定と発注の適正化、並びに不当廉売防止策の徹底）

公共工事発注に際しての業者選定にあたっては、従来から、各業者の施工実態と発注する工事の内容を考慮し、適正な業者の選定に努めています。

平成16年4月には、不正行為の防止、競争性・透明性の向上等を目的とした、条件付一般競争入札の段階的全面实施等を内容とする入札・契約制度を導入し、発注の適正化に努めています。

また、不当廉売については、明確な基準はありませんが、指名競争入札では最低制限価格制度を、また、一般競争入札では低入札価格制度を採用し、低入札価格の調査を当該工事の設計担当部署とともに厳格に実施することによって、入札・契約事務の公正かつ適正な執行に努めていきます。

3 公共工事発注に際しての分離・分割発注の拡大

分離発注は、専門工事業者の育成の観点から、工事施工の効率性を確保できる範囲で、引き続き行っていきますが、分割発注については、コスト面を考慮しての発注とします。

福祉局

1 特別養護老人ホームの整備並びに同施設へのショートステイ機能の確保促進

特別養護老人ホームについては、定員の20%程度のショートステイ機能を併設させたうえ、介護保険事業計画に基づき、着実に整備を進めていきます。

2 鉄道駅舎へのエレベーター・エスカレーターの整備促進

駅のエスカレーターやエレベーターについては、交通バリアフリー法等により鉄道事業者が整備する責任があります。しかし、横浜市では鉄道事業者のみに任せておくだけではなく、誰もが安心して自由に鉄道を利用できるようにするために、平成2年度から「横浜市鉄道駅舎エレベーター等設置補助制度」を設け、鉄道事業者が行うエレベーター等の設置工事に対する事業費補助を行うことで、整備の促進に努めています。

また、市営地下鉄については、2006年度までに全駅エレベーター整備を目標に整備を進めています。

平成16年3月末現在、市内149駅のうち107駅にエレベーター等が設置されており、今後も、引き続きエレベーター等の整備を働きかけていきます。

3 バリアフリー住宅改良工事及び耐震改良工事等、共同住宅改良融資制度の創設 建築局2と同一回答。

環境保全局

1 ダイオキシン・PCB対策への取り組みの一層の強化

ダイオキシン類については、社会的な関心が高く、その対策は引き続き重要な課題と考えています。

本市では、市内一般環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、平成16年度は大気について各区1地点、河川は11地点、海域は7地点、地下水は9地点、土壌については68地点で調査を行っています。また、必要に応じて一部地域での大気中の調査を実施しています。

稼働中の焼却施設等の発生源に対しては、法規制の対象とならない小型焼却施設も市条例で指導を実施し、廃止後の条例対象の小型焼却施設の解体にあたっては補助金を交付しています。また、各種広報誌などの活用や横浜市ホームページにより、市民・事業者へ情報提供を行っています。

さらに、学識経験者による検討委員会を設置し、ダイオキシン類の環境調査等について専門的立場から助言・意見を求めるとともに、庁内連絡会において関係局課で情報交換し、調査等について連携を図っています。

平成17年度も引き続き上記の取り組みを実施していきます。【B】

2 二酸化炭素発生抑制に向けた「蓄熱式空調システム」「吸収式空調システム」「太陽光発電」「コージェネレーションシステム」等のクリーンエネルギー活用策の啓発推進等地球温暖化防止対策の徹底

地球温暖化対策については、市民・事業者・行政が力をあわせて温暖化防止に取り組む必要があると考えており、市民・事業者の理解促進が重要と認識しています。

このため、本市では、平成15年5月に、「エコハマ温暖化防止アクションプラン」を策定し、市民や事業者が地球温暖化問題について理解し、行動に移してもらうための効果的な取組を「横浜市地球温暖化対策地域協議会」が中心となって取りまとめました。

現在、このアクションプランを中心に様々な事業を展開しており、今後も地球温暖化対策のより一層の促進を図っていきます。【B】

3 「ESCO」事業の公共施設への導入及び一般への普及促進

建築局3と同一回答。【C】

4 低公害車の普及促進のための助成金制度の充実と公用車への低公害車の導入

本市では、低公害車の普及促進のため、低公害車の購入・リースに対する助成や天然ガストラックの導入費用の一部補助、八都県市指定低公害車に買い替えをする事業者に対して補助を行います。そのほか、中小企業者に対して、低公害車の購入資金に対する融資を行っています。引き続きこれらの助成・融資制度を運用していきます。

公用車への低公害車の導入については、ごみ収集車や市営バスに天然ガス自動車の導入を進めてきました。

また、平成16年度には、首都圏の自治体としては初めて燃料電池自動車を導入しました。

平成17年度も、新たに新型ハイブリッドバスの導入を行うなど、低公害車の更なる導入に努めていきます。

【B】

5 リサイクル製品の普及促進と助成措置の検討

環境事業局2と同一回答。【C】

6 自動車（ディーゼル車）排出ガス対策に対する支援強化

本市は、平成15年10月1日から実施された神奈川県条例のディーゼル車の運行規制に対する事業者の支援策として神奈川県と連携し、平成17年度も引き続き、民間バス事業者、トラック事業者等への粒子状物質減少装置費用の一部補助、最新規制適合車への代替にあたっての利子補給や信用保証料の一部の補助を行っています。【B】

7 地球温暖化防止対策の一層の推進と市民への普及啓発の促進

地球温暖化対策については、市民・事業者・行政が力を合わせて温暖化防止に取り組む必要があると考えており、市民・事業者の理解促進が重要と認識しています。

このため、本市では、平成15年5月に、「エコハマ温暖化防止アクションプラン」を策定し、市民や事業者

が地球温暖化問題について理解し、行動に移してもらうための効果的な取組を「横浜市地球温暖化対策地域協議会」が中心となって取りまとめました。

現在、このアクションプランを中心に様々な事業を展開しており、今後も地球温暖化対策のより一層の促進を図っていきます。【B】

環境事業局

1 「横浜G30プラン」の積極的推進

「横浜G30プラン」にかかげた、ごみ排出量30%削減という目標の達成に向けて、市民・事業者・行政が協働し、一体となって取組んでいくため、引き続き区や地域のG30推進組織が中心となって、ごみの分別・リサイクル等のG30行動を強力に推進していきます。

また、平成17年4月から、全市で家庭ごみの分別収集品目を拡大していますが、引き続き、住民説明会等の広報・普及活動を行い、分別の徹底を図るとともに、あらゆる機会をとらえて市民・事業者にもG30行動の実践を働きかけていきます。【B】

2 リサイクル製品の普及促進と助成措置の検討

リサイクル製品の普及促進については、広報印刷物などを通して、事業者に対し、リサイクルしやすい商品を開発し、販売した商品のリサイクルを進めること、また自らも再生品、再使用品の利用に努めるよう協力を呼びかけています。

また、市民に対しては、使い捨て商品をなるべく使用しないことや、再生品や詰め替え商品を積極的に使用することなどを働きかけていきます。

リサイクル製品の普及に向けた助成措置は困難であると考えますが、市自らが事業者・消費者としてグリーン購入を行うことで、再生品の普及促進を図るとともに、市の取り組みを積極的に紹介することにより、市民・事業者の再生品の利用を誘導していきます。【C】

3 不法投棄防止策に対する取り組み強化

不法投棄防止対策については、自治会、町内会、警察及び関係行政機関で構成する各区の不法投棄防止対策会議で対策を協議するだけでなく、不法投棄多発場所に警報装置や警告看板を設置するなど委託警備会社による夜間監視パトロールを実施しています。

また、不法投棄が新たな不法投棄を誘う要因になることから、区役所、資源循環局事務所などの関係機関が連携し、不法投棄物の早期撤去に努めています。

平成17年度についても上記の事業を継続し、警察とも連携を図りながら不法投棄の早期発見、早期撤去に努めていきます。【B】

4 産業廃棄物中間処理施設の積極的な活用をはじめ廃棄物適正処理事業の一層の推進

平成13年6月から稼働している産業廃棄物中間処理リサイクル施設については、稼働後約4年を経過し、今後も安定的かつ効率的な運営が図られるよう努めていきます。

また、引き続き、産業廃棄物の適正処理を推進していきます。【B】

5 ダイオキシン・PCB対策への取り組みの一層の強化

環境保全局1と同一回答。【B】

経済局

1 当所中小企業相談部運営に対する補助金の本年度同水準の予算額の確保

中小企業相談部に対する補助金ですが、平成17年度は16年度と同水準の予算額を計上しています。【B】

2 中小企業が業種転換、新分野進出を行なう際の総合的支援の充実（補助金、融資制度、窓口相談、アドバイザーの派遣等）

横浜市中小企業支援センターに指定した財団法人横浜産業振興公社では、民間専門家を活用した各種窓口相談や専門家による継続的な派遣事業を平成17年度も引き続き実施し、業種転換や新分野進出を目指す中小企業への支援を積極的に行っていきます。

また、本市中小企業融資制度においては、経営の下支えや新分野進出等経営の多角化又は事業転換を図る場合に必要な資金を対象とした経営安定資金や成長支援資金（事業拡張）があります。平成17年度は、経営安定資金のうち地域産業雇用支援特別の利率を下げるとともに、地域産業雇用支援特別及び成長支援資金の信用保証料助成を引き続き実施するなど、利用の促進を図ります。【B】

3 商店街活性化策の推進

(1) 地域に密着した商店街ソフト支援策の充実強化

地域コミュニティの核である中小商店街（加盟店舗数100以下）を主な対象として、新規事業や既存事業の拡充により、重点的な支援を行います。

新規事業としては、市民の防犯ニーズの高まりに応じた「安全・安心の商店街づくりモデル事業」、区役所との連携強化により商店街のまちづくりを推進する「商店街を核としたまちづくり支援事業」、個店事業者と継承希望者のマッチングや経営相談・診断等による個店の経営支援を行う「市井の名店支援事業」を、拡充事業として、中小商店街のニーズが高い、「イベント助成事業」、商店街組織活性化のためにプランの策定等を支援する「街の賑わい創出プラン支援事業」等を実施します。

また、大学や地域の活動主体との連携を支援するため、「商店街商学連携支援事業」や「空き店舗活用事業」、「コミュニティ商店街モデル事業」を実施します。【B】

(2) ライブタウン（複合商業空間）整備事業の積極的推進

商店街の魅力を高めるとともに、商業機能の強化・充実等を目的に、公共施設整備計画との整合を図りつつ、商店街の街づくりを支援するライブタウン整備事業を積極的に推進していきます。また、事業の周知については、各区商店街連合会を対象として開催する事業説明会や懇談会及び経済局のホームページ等の中で紹介を行っています。【B】

(3) 商店街の街路灯の維持・管理費用の公的支援の検討

平成17年度から、積極的に防犯活動に取り組む中小商店街（加盟店舗数100以下）を防犯活動推進モデル商店街として選定し、自主防犯活動経費及び街路灯電気料への一部助成を行います。

また、商店街が集客を図るために設置している街路灯については、新設・改修にかかる費用の一部を助成しています。【B】

4 ものづくり振興策の推進

平成17年度は、工業集積モデル地区を選定し、具体的な集積手法を検討するとともに、操業環境確保のため、建築協定の締結等に向けた活動への支援を新たに行い、工業集積地の維持・活性化を図っていきます。

また、昨年度に引き続き、経営戦略の策定や新製品開発等への取り組みを支援することにより、市内製造業者の経営革新を支援していきます。【B】

この他、工業技術見本市の開催や受発注相談等による取引機会の創出、中小企業研究開発等助成や技術連携事業による新技術・新製品開発の促進等、総合的に市内製造業の振興を図っていきます。

5 工業地域の住工混在を解消する土地利用規制の推進

対応策の一つとして、本市は平成16年3月に工業地域の高度地区を変更し、共同住宅などの用途の建築物について、高さの制限を20mまでに強化し、さらに北側斜線による制限を付加しています。

これにより、工業地域における共同住宅などの混在に対して一定の効果があるものと考えていますが、今後とも、特別用途地区や地区計画などの地域の特性に応じた適切な規制・誘導策を検討していきます。【B】

6 環境ISO資格取得への助成金制度の創設

環境ISO資格取得への支援については、助成金制度の創設予定はありませんが、財団法人横浜産業振興公社において専門家を配した窓口相談を定期的に開設するほか、民間専門家の派遣などにより支援していきます。

【D】

- 7 横浜市工場立地法地域準則条例による生産施設、緑地、環境施設各面積率の立地企業の緑比率の実態に即した緩和

工場立地法における緑地率等については、平成16年3月31日付けの規則等の改正により、取扱範囲の見直し・拡大がなされています。

このことや、工場緑化に関する本市の他の規定等との関係から、地域準則条例の改正（緩和）は現在予定していませんが、ご要望の件については、今後とも工場の立地環境を考える中での課題としていきたいと考えています。

なお、生産施設面積率については、国の準則において規定されているため、条例の所管事項外となります。【C】

- 8 工場立地法の運用による共通緑地、飛び緑地等総量規制による緑地確保推進策の展開

工場立地法における緑地については、平成16年3月末の関係規定の改正により、取扱範囲の見直し・拡大がなされています。

今回の改正により、工業集合地特例の対象となる共通緑地等を整備する際に、今まで必要とされていた「周辺の地域との遮断性を有する」要件が削除されました。

これにより今まで適用が困難であった地域（京浜臨海部等）においても各企業の意思により敷地外緑地を共通緑地として申請することが可能となりましたので、改正内容を正しく周知するとともに、実現に向けて必要な働きかけなどを行っていききたいと考えています。【B】

- 9 低未利用地の有効活用促進支援

土地所有企業の自社活用及び企業進出を促進するために、立地等に関する相談や情報提供を行うとともに、「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」をはじめ、「工場立地促進助成」等により支援を行っていきます。【C】

- 10 地域経済の活力増進、都市横浜の魅力向上に資する税負担の軽減措置（固定資産税軽減に係る条例制定）

平成16年4月から、みなとみらい21地区及び京浜臨海部において、事業所の新規立地や工場の建替え、設備の更新など大規模な企業立地等を実施する事業者に対し、固定資産税等の軽減（1/2・5年間）及び助成金交付（投下資本額の10%・限度額50億円）を行う制度を開始しています。【C】

- 11 横浜市が企業・産業界向け広報を行う際の経済団体等広報媒体（ホームページ、機関紙等）の積極的活用
市の施策の企業・産業界向け広報については、これまでも貴所機関紙などを活用して行ってきました。

平成17年度も、引き続き経済団体等の各種広報媒体を積極的に活用し、随時、情報提供を行っていきます。

【B】

緑政局

- 1 緑の環境をつくり育てる条例における緑化率、立替面積比率の緩和（企業の緑化率の実態に即した引き下げ）

「緑の環境をつくり育てる条例」は条例の一部改正を行い、平成16年9月1日から、効率的に緑を拡大するため、敷地面積500㎡以上の一般の建築物についても、敷地内の緑化の推進について協議制を新たに設けました。

したがって、従来からお願いしている工場等の緑化についても、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。【B】

- 2 屋上緑化に対する助成制度の創設

平成16年度から「横浜市屋上緑化等助成事業」を開始し、都市環境の向上を目的として、都心部における建築物の屋上及び壁面の緑化を推進するため、商業、近隣商業地域の既存建築物に対して、屋上緑化等の設置にかかる経費の一部を助成しています。【B】

都市計画局

- 1 魅力ある横浜の都市づくりについて

(1) 都心臨海部の整備促進

関内駅北口周辺の再整備計画の検討

本市では、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、関内駅周辺地区の交通バリアフリー基本構想の策定（平成16年8月6日）を行いました。【C】

現在、基本構想を踏まえ、JR東日本や関係者と再整備計画の策定に向けた協議を進めています。

政府系機関の積極的誘致とこれに係る支援策の拡充

政府系機関の誘致については、引き続き取り組んでいきます。【C】

(2) 副都心(鶴見駅周辺地区、港北ニュータウン・センター地区、二俣川・鶴ヶ峰駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、上大岡駅周辺地区) 整備の一層の強化

・鶴見駅周辺地区

鶴見駅周辺地区については、副都心にふさわしい街づくりを目指し、東口地区において独立行政法人都市再生機構施行による市街地再開発事業を推進していきます。

・港北ニュータウン・タウンセンター地区

港北ニュータウン・タウンセンター地区の現在の土地利用状況については、約7割程度まで進んでいます。また、現在進行中の中央地区土地区画整理事業も平成16年度未換地処分に向け順調に工事が進捗しています。

・二俣川・鶴ヶ峰駅周辺地区

二俣川・鶴ヶ峰駅周辺地区については、今後とも計画的に副都心にふさわしい街づくりを目指し、進めていきます。

・戸塚駅周辺地区

戸塚駅周辺地区については、防災性の強化とともに、副都心にふさわしい都市基盤と都市機能の充実を図っていきます。

・上大岡駅周辺地区

上大岡駅周辺地区については、「ゆめおおおか」「カミオ」に引き続き、本市南部地域の副都心にふさわしい都市機能の充実を図る街づくりを進めていきます。【C】

(3) 関内・山下地区への観光バス専用駐車場の増設

関内・山下地区への観光バス専用駐車場の増設に関しては、周辺の既存観光バス駐車場の利用実態調査結果等を基に、対策を検討していきます。【C】

(4) 歴史的資源を活かした魅力ある街づくりの推進

歴史的資源を活かした魅力ある街づくりの推進については、横浜らしい個性と魅力あふれる景観を継承していくため、昭和63年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を定め、歴史的建造物の保全活用を進めています。この制度により、概観の維持保全への費用助成など、所有者に対する支援を行いながら、平成15年度までに近代建築や西洋館など66件を「横浜市認定歴史的建造物」として認定し、保全しています。【B】

2 鉄道駅舎へのエレベーター・エスカレーターの整備促進

福祉局2と同一回答。【B】

3 都心・新横浜都心・副都心(鶴見、二俣川・鶴ヶ峰、戸塚)等における駐車場の整備促進

都心・新横浜都心・副都心における駐車場の整備促進については、各地区の駐車需要等を踏まえ、検討していきます。【C】

4 工業地域の住工混在を解消する土地利用規制の推進

経済局5と同一回答。【B】

5 歴史的建造物や主要観光施設等の統一したサイン表示の充実とインフォメーションの強化

歴史的建造物や主要観光施設等の統一したサイン表示の充実とインフォメーションの強化については、関内地

区の主要な歴史的建造物については、各施設の前に統一したデザインの建物解説サインを設置しました。また、主要な観光施設については、案内サインの地図に記載するとともに、赤レンガ倉庫など一部の施設については、矢印による誘導サインも設置しています。【B】

- 6 大規模地震発生を想定した市内建設業者との復旧活動に関わる実行計画の早期策定
総務局1と同一回答。【A】

道路局

1 市内主要幹線道路等の整備促進について

- (1) 10放射線の整備促進〔日吉元石川線 権太坂和泉線 横浜鎌倉線 横浜逗子線 横浜上麻生線 山下長津田線 羽沢池辺線 横浜伊勢原線 桂町戸塚遠藤線 横浜藤沢線〕

本市では、「中期政策プラン」に基づき、都市の骨格を形成するため、3環状10放射道路について、重点的整備を進めています。

環状道路については、平成16年度に完成の森支線（環状2号線）に引き続き、環状3号線、環状4号線の整備を進めます。

放射道路については、横浜藤沢線、山下長津田線、横浜伊勢原線等の重点的な整備を進めていきます。【B】

- (2) 臨港幹線道路、鶴見臨海部幹線道路、国道357号（大黒ふ頭～扇島・川崎東京方面）の整備促進

国道357号は、本市にとって重要な役割を担っている道路ですので、引き続き他の未整備区間とともに、国土交通省に早期整備を要望していきます。【C】

- (3) 最寄駅へ15分以内で到達できる道路網の整備促進

駅まで15分道路整備事業では、最寄り駅までおおむね15分で到達できるよう、バス路線、あるいは将来バス路線となるような地区幹線道路等の拡幅、交差点改良、駅前広場やバスターミナルの整備、バスベイの設置などを進めており、引き続き整備の促進に努めていきます。【B】

2 都心・新横浜都心・副都心（鶴見、二俣川・鶴ヶ峰、戸塚）等における駐車場の整備促進

都心・副都心等における駐車場の整備促進については、各地区の駐車需要等を踏まえ、検討していきます。【C】

3 都市景観向上及び都市防災に資するための市道部分を有機的に活用した「ミニ共同溝」の整備促進

本市における電線類の地中化については、災害対策のうえで重要な緊急輸送路等の幹線道路を中心に進めています。今後も、無電柱化推進計画等に基づき、施工箇所によっては、従来より小型の共同溝を採用するなど、整備手法を工夫して、地中化の推進に努めていきます。【C】

4 大規模地震発生を想定した市内建設業者との復旧活動に関わる実行計画の早期策定

本市道路局は、市内の建設会社を中心とした団体と「災害時における緊急巡回及び緊急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会横浜支部との協定」を締結しています。大規模地震が発生した場合、道路の通行機能の確保、回復が災害対策の基幹となることから、被害情報等を早く、的確に収集し、適切で有効な対策をたて、直ちにそれを実行することが必要です。この協定では、緊急輸送路について、あらかじめ作業隊各社の巡回担当区間が定められており、作業隊は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、市からの要請、指示を待つことなく、直ちに出勤して緊急輸送路の調査を行い、被害状況等を各土木事務所に報告することになっています。

市災害対策本部は、作業隊からの土木事務所を通じて届けられた被害情報等をもとに、市域全体の被害状況をみながら、緊急輸送路の適切かつ効率的な災害対策方針をたて、指示を出します。作業隊は、この方針に基づく土木事務所長の指示を受けた、以後の災害対策活動を行います。

このことから、道路局では、市と作業隊が連携して円滑な災害対策活動が行えるよう、相互の連絡体制や行動基準、現場での作業手順などを示した「道路震災対策マニュアル」を作成し、作業隊全社に説明、配布を行うとともに、毎年、定期的な訓練を実施し、いつでも対応可能な体制を整えています。【A】

港湾局

1 都心臨海部の整備促進

(1) 山下ふ頭地区の再開発の促進

今後の港湾施設への需要を見通しながら、臨港幹線道路計画や緑地計画との整合を図り、地区の特性を生かした土地利用計画のあり方について、検討していきます。【C】

(2) 「象の鼻地区」の早期整備

当地区は、横浜港開港の地としての歴史を有しているとともに、みなとみらい21地区と山下公園を結ぶ水際線と、関内から日本大通りが交差する場所に位置しているため、横浜の港を訪れる人々にとっての拠点となる地区でもあります。

当地区の再整備は、「中期政策プラン」の中で新規・重点事業として位置づけられており、市民をはじめ多くの来街者に親しんでいただけるよう、早期整備を目指します。【C】

(3) 新山下地区再開発事業の促進

新山下地区の土地利用転換に伴う水際線プロムナード整備及び老朽化した民有岸壁改修に対する支援
水際線プロムナードは、新山下地区第一地区計画の中で地区施設として整備は位置付けられていますが、この部分は護岸も含めて民有地となっています。

民有地のプロムナード整備を行う方法としては、国土交通省所管の「パブリックアクセス事業」が考えられますが、面積要件から現在のところ新山下地区に適用することは困難であり、引き続き当地区への適用可能な事業手法について検討を進めていきます。【C】

みなとみらい線「元町・中華街駅」と新山下地区を連絡する歩行者ネットワーク整備によるアクセス機能の強化

みなとみらい21線の元町・中華街駅設置による新山下地区の交通利便性の向上を考慮しつつ、再開発事業の進み具合をみながら、周辺の歩行者ネットワークの形成に向けて検討を進めていきます。【C】

新山下地区開発に伴う新たな物流施設等の整備

新山下地区再開発は、地区を商業・業務ゾーン、水際ゾーン、物流ゾーンの3つのゾーンに分け、地元協議会の中に各ゾーンに対応する部会を設置して、再開発に向け取り組みを進めています。

物流ゾーンについては、現在、地元の部会において物流施設の立地等の検討が進められていることから、その結果をみながら新山下再開発の推進に向けた取り組みを行っていきます。【C】

(4) 臨港幹線道路の整備促進

臨港幹線道路については、現在、山内・瑞穂区間で整備を進めており、今後の財源確保等の状況にもよりますが、「中期政策プラン」の計画目標年次である平成18年度の新港・瑞穂区間の供用開始を目指しています。

その他の区間の事業化については、今後の交通需要の動向、周辺のまちづくり、財政状況等を考慮しながら検討していきます。【C】

2 京浜運河を活用した水上交通等の整備検討

運河を活用した水上交通については、船着き場の確保や、船舶航行上の安全対策、事業採算性など様々な課題がありますが、官民の役割分担を踏まえつつ、需要動向を見極めながら、検討を進めていきます。【B】

3 港湾施設の整備促進について

(1) ハード面の整備促進

港湾施設の耐震化の整備

港湾施設の耐震強化については、緊急物資受入施設として、みなとみらい21中央岸壁、山内岸壁、金沢岸壁の3地区に耐震バースを整備しています。

一方、阪神淡路大震災を貴重な経験として、震災後も経済活動を持続するための物流機能の確保を目的に、コンテナバースの耐震強化を進めており、南本牧MC2、本牧D5に続き、本牧BC先端の耐震化を図っています。

これからも引き続き、横浜市地域防災計画に位置づけられた施設を、順次進めていきます。【B】

曳船係留施設の整備促進

曳船の係留施設については、一部隻数の係留場所を山下ふ頭地区に確保していますが、残りの曳船係留場所や係留施設の整備について、引き続き、関係者との調整を進めながら検討していきます。【C】

照明、電源、水道、トイレ等施設が整ったはしけ係留地の整備促進

港内の業務船への対応策を検討する中で併せて検討していきたいと考えています。【C】

国内物流を主眼としたフェリーふ頭とトラックターミナルの整備検討

横浜港でのフェリー輸送については、モーダルシフトを進めるうえからも重要な施策ですので、需要動向をみながら、既存ふ頭の活性化も視野に入れ、検討していきたいと考えています。【C】

外航内航のスムーズな一貫輸送を実現するためのコンテナバースへの内航・はしけ用のフィーダーバース併設の検討

保税制度の運用面の対応により、コンテナバースにおける輸出入コンテナ貨物の内航フィーダー輸送を実施しています。また、バース運営においても、連続バースを柔軟に活用することにより、トランシップ貨物が円滑に取り扱えるように工夫していきます。【C】

コンテナバースにおける空コンテナ・デポスペースの確保

具体的な要望場所や需要見込み等を調査し、ふ頭計画等との整合を図りながら、スペースの確保に向け検討していきます。【C】

大型固定クレーン(50~70ト)の本牧ふ頭または大黒ふ頭への整備

将来的な施設整備については、既設のクレーンの利用状況や需要動向を踏まえて必要性を検討していきます。【C】

大黒ふ頭における地盤沈下対策の強化

大黒ふ頭は、厚い軟弱地盤層の上に建設されているため、建設時から地盤沈下が発生しており、沈下は収束傾向にありますが、現在も続いています。

このため、継続的にかさ上げ工事を実施しており、昨年度も物揚場、荷捌き地など利用者の需要の高い施設について工事を行いました。今後も引き続き対策工事を実施していきます。【B】

既存ふ頭の改修・強工事の推進並びに20トン以上の大型荷役機械の使用規制の緩和

老朽化の進んでいる岸壁は、所有者である国と調整しながら、順次改修・補強工事を実施しています。また、20トン以上の荷役機械については、岸壁の耐荷重を超えるものがあり、安全上使用制限をしています。このため、大型荷役機械の使用要望のある施設については、今後、施設の改修工事に合わせ対応していきます。【B】

「家電リサイクル法」による廃棄物海上輸送システム導入への積極的対応の検討

リサイクル社会への対応を視野に入れ、家電リサイクルに限らず、静脈物流の仲で港湾に求められる役割や、施設利用に関する規制の見直しの検討を進めるとともに、山内ふ頭に開設された古紙・古繊維等を海上輸送するリサイクル拠点の拡充といった民間事業の支援を図っていきます。【B】

港湾労働者のための駐車場の整備拡充と利用料金の引下げ

現在、公共ふ頭においては大黒・山下・本牧ふ頭合わせて1,200台を超える通勤用駐車場を整備しています。平成16年3月及び4月の山下、大黒ふ頭の駐車場増設に引き続き、平成16年11月には本牧ふ頭に約90台の駐車場が供用開始する予定です。

今後については、港湾の24時間化の進展による就業形態の変化などから通勤用駐車場の必要性が増加することが予想されますので、引き続き駐車場の整備拡充について検討していきます。

また、駐車料金については、建設及び管理に相当の費用がかかることから、利用者の方々には応分の負担をお願いせざるを得ないと考えていますが、収支状況を精査しながら併せて検討していきます。【C】

ふ頭内の歩行路の整備

ふ頭内の交通円滑化や安全性の向上のため、道路整備等と併せて、順次歩道設置についても取り組んでいきたいと考えています。【C】

港湾労働者のための厚生施設等の充実

港湾労働者のための厚生施設としては、総合厚生施設7ヶ所のほかに、休憩所やシャワー施設等を整備し、また、港湾の24時間化の進展に対応した施設の改良や設備の改善を行うなど充実に努めてきました。

今後とも、施設の利用状況や利用ニーズの把握に努めながら、関係団体と連携して施設の整備、内容の充実について検討していきます。【B】

流通加工や商品配送に利用出来る輸入対応型港湾施設への改良の検討

荷主企業などの利用者ニーズの合致した保管・流通加工・配送機能を港湾地区に配置し、ふ頭内の物流機能の高度化を図ることにより、横浜港のさらなる貨物集荷力の向上を推進します。

このため、これまで輸出貨物の取扱が主体であった公共上屋において、コンテナによる輸入貨物を流通加工、共同輸配送する実験事業に取り組むなど、既存施設を活用し輸入貨物の効率的取扱を可能とするような工夫や施策を積極的に進めています。【B】

ふ頭における液状化対策の一層の強化

ふ頭における液状化対策は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(平成11年4月国土交通省港湾局監修)に基づき、横浜市地域防災計画に位置づけられた施設を中心に順次取り組んでいます。【B】

フェンスの二重化、監視カメラの設置等による港湾施設のセキュリティ対策の充実強化

平成16年7月のSOLAS条約発効に合わせ、保安規定を策定し、保安対策の対象となるコンテナターミナルなどの外周にフェンスを設置して国の承認を取得しました。今後は、監視カメラ等による24時間集中監視可能な情報システムを整備し、対策の強化を図っていきます。【B】

船舶航行の安全を図るため、鶴見川河口付近、京浜臨海部内運河の浚渫工事の実施に向けた国への働き掛け

横浜港では、民間バースの利用に伴う航路の浚渫について、当該バースの利用者に対応をお願いしているところですが、ご要望の趣旨を踏まえ、水路や泊地などの浚渫についての制度の創設や見直しを国に要望しているところであり、今後も引き続き働きかけを続けていきます。【C】

老朽化した公共岸壁等埠頭施設の改修及び民有岸壁改修に対する支援

本市港湾局では、従来から岸壁などの既存施設を定期的に点検しており、老朽化の著しい施設については、優先順位を考慮しながら計画的に改修しており、今後も限られた予算を効率的に執行しながら施設の保全に努めていきます。

また、民間岸壁の改修に対する支援については、現在、横浜市に該当する支援制度はありませんが、老朽化岸壁の改修は横浜港の経済活動維持のために必要であり、今後研究していきます。

なお、公共施設に隣接した民有岸壁については、自治体が取得した後に改修し、一体の公共施設として運用していく場合に、国庫補助事業となる制度があります。【B】

船舶の大型化に対応した大黒ふ頭岸壁の水深10m部分の12mへの増深

今後の船舶の大型化や海上物流の動向を見極めながら、検討を進めていきます。【C】

(2) ソフト面の整備促進

国際物流に対応し、荷役効率の向上を目指すための情報化の促進

情報化の促進については、平成11年10月に港湾手続の一部について電子申請(EDI)化を図り、港湾手続の効率化・迅速化に取り組んできましたが、より一層のスピードアップ・効率化のニーズが増大しています。このような状況の中で、国が開発していた1回の入力・送信で複数の関係機関に港湾手続が可能な「シングルウィンドウシステム」が平成15年7月23日に稼動しました。本市においても、平成15年度から従前の港湾管理システムをインターネットに対応可能な「横浜港湾情報システム」に改良し、「シングルウィンドウシステム」と接続し、港湾手続の一層の簡素化・迅速化を図っています。

今後は、主要な港湾手続の電子申請の全面実施を目指し、電子化未実施港湾手続について簡素化・効率化の観点から廃止を含めた見直しを図りながら、電子申請化を進め、リードタイムの短縮に向け取り組んでいきたいと考えています。また、横浜港をはじめとする国内主要港の国際コンテナターミナルにおいては、コンテナ物流情報の共有化が十分に行われていないこと等により、ゲート前におけるトラックの渋滞等の問題が生じており、このような問題を解決し港湾物流の効率化を図るためには、コンテナターミナル事業者、海貨事業者、陸上運送事業者などの関係者間のコンテナ物流情報の強化を図ることが必要です。そこで、横浜港をはじめとする国内主要港が、国と連携し、横浜港コンテナ貨物情報システム（Y-CON24）などITを活用した港湾物流情報の共有化を図り、港湾物流のスピードアップ・効率化を実現するため、港湾物流情報の公有化システムである「港湾物流情報プラットフォーム」の構築に向けて取り組んでいます。

これからも、本市においては、国際物流に対応した荷役効率の向上を図るための一層の情報化を進めていきたいと考えています。【B】

コンテナターミナルの365日、24時間稼働実現

横浜港においては、コンテナターミナルの24時間化を目指し、本牧ふ頭BC突堤間コンテナターミナルに24時間化に対応した輸入貨物の検疫検査施設や厚生施設の整備を進めるとともに、横浜港港湾行政連絡会において行政手続の24時間化・リードタイム短縮に向けた検討を行い手続迅速化に向けた取組を行なっています。

また、平成15年度から進めている、コンテナ貨物の24時間引取り、持込が可能となる「横浜港コンテナ貨物情報システム（Y-CON24）」の機能充実を図り、全ふ頭での導入を目指します。

この他、既存の厚生施設の改善や通勤環境の整備を進めるなど、引続き、横浜港の24時間フルオープン化に向けた取組を一層進めていきます。【B】

ふ頭内の一般車両・部外者の立ち入り禁止強化、放置車両対策、夜間警備の徹底強化

日中におけるふ頭内の一般車両・部外者の立ち入りについては、各ふ頭入口に立入禁止の看板を設置するとともに、ふ頭事務所職員が常時巡回し、ふ頭外退去の指導をしています。

夜間、日曜、祝日については、入口の門扉を閉鎖し、警備員による門衛を行い、立ち入りを制限しています。また、ふ頭事務所と関係店社・関係団体との合同による夜間パトロールも定期的実施しています。平成12年7月からは、ふ頭関係者に対して通行証を発行することにより一般車両・部外者の立入禁止を徹底しています。

また、本年7月からは港湾保安法による制限区域がふ頭内に設けられたため、従来以上に出入り管理に関し部外者の立入禁止の強化が図られています。

放置車両については、「横浜市放置自動車及び沈没船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、警察等の協力を得て所有者の判明したものは自主撤去を指導し、所有者不明のもので廃物判定委員会で廃物と判定されたものは本市で撤去していますが、これ以外にも、通行障害を引き起こす可能性のある車両については他所での一時保管を実施しています。

今後とも、関係団体・関係機関の協力を得て、必要な対策を講じていきます。【B】

公共上屋、野積場、荷さばき地における保管貨物の滞貨料の廃止

各社の集荷拠点の確保と施設利用状況などから、施設の専用使用化を順次進め、滞貨料の対象施設を減らしています。今後も施設の効率的利用を促すため、専用使用の対象施設の拡大について検討を重ねていきます。【C】

建築局

1 業務・商業ビル等の耐震工事に対する補助制度の創設

平成17年度から特定建築物耐震改修補助事業を立ち上げるよう、耐震改修補助をするための要綱や要領の整備、国とのヒアリング、他都市の状況調査などの条件整理をしてきました。

しかし、国とのヒアリングの中で平成17年度から、現在ある耐震改修の制度の見直しがあると聞いていますので、国の動向を見ながら、本市における制度の内容や運用の時期を検討していきます。【C】

2 バリアフリー住宅改良及び耐震改良工事等、共同住宅改良融資制度の創設

本市では、共同住宅における高齢化対策や耐震対策を支援するため、次の補助制度及び融資制度を実施しています。【B】

(1) バリアフリー対策

バリアフリーリフォーム融資

高齢化など将来の身体機能の低下等に備えて、居室のバリアフリー工事を行う場合に、150万円を限度として、利率1%で融資を行います。(平成16年度創設)

住環境改善リフォーム融資

高齢者、障害児・者が居住する居室の改造工事等を行う場合に、350万円を限度として、利率2%で融資を行います。(平成16年度創設)

マンション共用部分リフォーム融資(一般)

住宅金融公庫の「マンション共用部分リフォームローン」を利用して、共用部分の改善・改修を行う管理組合に対して、公庫融資額を限度として融資を行います。(平成5年度創設)

(2) 耐震対策

マンション耐震改修促進事業

横浜市の補助を受けて行った精密診断の結果、改修が必要と判定され、建築物の耐震改修の促進に関する法律の認定を受けたマンションの管理組合に対して、耐震改修工事費の一部を補助します。(平成13年度創設)

マンション共用部分リフォーム融資(耐震)

上記(2)を利用する管理組合に対して、5,000万円を限度として無利子で融資を行います。(平成13年度創設)

3 「ESCO」事業の公共施設への導入及び一般への普及促進

公共建築物への「ESCO」事業の導入については、平成16年度に具体的な導入計画を策定しています。今後は、その計画に基づき、積極的な推進を図っていきます。【C】

4 防災対策と住環境改善を目的とした木造密集地域の再開発促進

防災対策と住環境改善を目的とした木造密集地域の再開発促進という要望をいただきましたが、現在、建築局住環境整備課において、防災上課題のある密集住宅市街地を対象として防災性の向上と住環境の改善を目的とした「いえ・みち まち改善事業」を、対象地区が所在する各区区政推進課と連携して推進しています。

この事業は、延焼危険性・倒壊危険性などの客観的基準により対象地区(23地区、660ha)を抽出し、地域住民と協働してまちづくりを推進するものです。具体的には、耐震改修や建替促進による建物の安全性確保と、狭あい道路の拡幅や初期消火システムの整備などによる基盤整備とを行い、長年住み慣れた地域に住民が住み続けられるように修復型のまちづくりを実施していくものです。【B】

5 大規模地震発生を想定した市内建設業者との復旧活動に関わる実行計画の早期策定

総務局1と同一回答。【A】

交通局

1 高速鉄道3号線の新百合ヶ丘までの延伸検討

都市経営局1(2)と同一回答。【C】

2 大黒ふ頭、本牧ふ頭、山下ふ頭への市営バスの増便

本市交通局では、運行回数を設定する際には利用されるお客様の状況や採算性を考慮しながら設定するよう努

めています。

大黒ふ頭へは鶴見駅から17系統、横浜駅西口及び桜木町駅からは109系統を運行しており、本牧ふ頭へは横浜駅から26系統、根岸駅から54系統を運行しています。また、山下ふ頭へは桜木町駅から47系統、89系統をそれぞれの需要に合わせて運行回数を設定しています。

増便については、現在の利用されるお客様の状況から輸送力は確保されていることや、現状で大幅な赤字となっていることを考慮すると、困難です。【D】

3 鉄道駅舎へのエレベーター・エスカレーターの整備促進

本市交通局では、市営交通経営改革プラン「市営地下鉄事業アクションプログラム」を策定し、この中の重点改革項目としてお客様サービス向上推進のため、高齢者・障害者をはじめ、どなたにも利用しやすい駅舎とするため、エレベーターの全駅設置に取り組んでいます。平成16年度に全駅32駅のうち30駅の設置が完了し、現在1駅について設置工事を進めています。残る1駅については、関係局区との調整を図ることや地元の皆様のご協力を得て、早期の設置に向け努力していきます。【B】

教育委員会

1 公立学校の魅力を高める改革への取り組み

(1) 学校長等への民間人の登用促進

学校管理職への民間人の登用については、特色ある学校づくりを進める上で、学校経営に新たな手法の導入が期待できることから、本市では、まず、平成17年度新設する都筑区の東山田中学校に民間人を含めた人材の登用を図る予定で公募を行いました。(公募期間=平成16年11月15日(月)~11月30日(火))【B】

(2) 子供に躰や社会性を身に付けさせるための教育徹底

各学校においては、道徳教育を学校教育の根幹に据え、学校の教育活動全体を通して、保護者や地域の方々との協働して、基本的な生活習慣や善悪の判断、社会生活上のルールなどを身に付けることができるように、より一層の指導の充実に努めていきます。【B】

(3) 公立小学校・中学校へのパソコン導入と情報教育の徹底

市立小・中学校への教育用コンピュータの整備については、小学校に22台、中学校に42台を計画的に整備してきました。また、ITを活用した分かりやすい授業を目指し、教員の指導力向上に向けた研修を進めるとともに、学習教材の充実に努めていきます。【B】

(4) 公立学校への社会人講師(企業OBを含む)の派遣

各学校においては、今後も学習内容に応じて、保護者や地域の方々の積極的な協力や区役所の人材バンク等を活用するなど、社会人講師の活用を図っていきます。【B】

(5) 教員教育の充実

優れた教職員の確保と育成を目指し、年次・職能別研修、課題別研修、教職員専門研修、派遣等研修、特別研修に体系化し、多様なカリキュラムにより、研修を実施しています。【B】

2 小学校、中学校における英会話教育及び国際交流活動の推進

小学校においては、異文化を体験的に学習することを目的として、国際理解教室を全校で実施しています。講師は40の国や地域から98名を派遣しており、今年で17年目を迎えます。

また、平成16年度から、23の小学校を「地域人材を活用した英語活動推進校」としました。ゲームや会話を通じ英語に慣れ親しむことを目的としており、子どもたちに親しみやすい題材を取り上げ、聴く・話すといった活動を中心に授業を組み立てています。そのための地域人材は、近隣の大学に学生の派遣を依頼したり、海外生活の経験のあるの方々等に依頼しています。

中学校では、各区1校を英語教育推進校として、実践的コミュニケーション能力の向上等について研究を行っています。英語指導助手を1名常駐させることにより、生徒との対話に十分な時間をとるなど、充実したチームティーチングを実施しています。

なお、その他の中学校でも、小人数指導に取り組み、生徒一人ひとりの発話の機会や会話時間を充実させた授業を実施しています。

新たな試みとしては、中学校区内の小学校と連携し、一貫性のある英語教育の研究を行っています。平成16年度は、金沢区西金沢中学校区、西区西中学校区の2つを英語教育推進校区として設定しました。

こうした取組を踏まえ、国際的に活躍できる人材の輩出や市民が英語を使えるようにするための横浜における英語力・国語力の向上にかかる総合的な戦略である「語学教育ヨコハマ戦略」(仮称)を策定する予定です。現在、策定に向けて、小学校における英語活動やカリキュラム、指導方法、地域で行われている英語活動との連携など、新たな英語教育のあり方について検討しているところです。【B】

3 神奈川お台場の史跡保存に向けた発掘調査への一層の支援

神奈川台場については、横浜市の近代化の足跡を印す遺構の一つとして認識しています。現在はその大部分がJR貨物の敷地内にあり、東高島貨物駅のプラットフォームと線路敷の真下に位置しているため、その全貌を調査、把握することはできませんが、平成13年度に調査可能な部分の発掘を行い、石垣の一部の確認をしました。

今後は、本市都市計画局が中心となって進めている「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」の中で「東高島駅北地区面整備事業」の計画が地権者や地域の方々の意向を踏まえながら具体化していく中で、歴史的資源として活用すべき方向性を見出していきたいと考えています。【B】

4 市民の就業や社会参加を促進するための能力開発、資格取得(ビジネスや福祉活動等の実務等)を支援する制度の拡充

就業支援については、職業能力開発促進法に基づき横浜市中央職業訓練校(4科目)を設置し、主に離転職者を対象に公共職業訓練を実施しています。

また、能力開発訓練として、中小企業在職者を対象としてパソコン講座・介護講座などを実施しています。今後とも、経済雇用情勢を十分に見極めながら、内容の充実等を図っていきます。【B】

【区別要望書】

〔鶴見区〕

1 鶴見駅周辺地区の整備促進

鶴見駅周辺地区については、副都心にふさわしい駅前空間の形成と土地の合理的な高度利用及び市街地環境の改善を図るために、東口で再開発事業を実施中です。また、安全で使いやすい歩行者導線の整備等を実施するために、鶴見駅周辺地区交通バリアフリー基本構想等に基づいた検討も進めていきたいと考えています。【B】

2 新鶴見操車場跡地の区画整理促進

新鶴見操車場跡地の土地区画整理については、川崎市や事業予定者である都市基盤整備公団(現:独立行政法人 都市再生機構)と土地区画整理事業の早期事業化に向け調整を進めてきましたが、川崎市は平成14年9月に行財政改革プランを発表して本事業の大幅な見直しを図ることを決定し、横須賀線新駅設置を前提とした土地区画整理事業を中止することにしました。

新鶴見操車場の土地区画整理事業は、川崎市と一体で行うことにより成立し、横浜市だけで事業を行うことは不可能であることから、本市の土地区画整理事業も平成15年12月に中止することにしました。

今後の土地利用については、それぞれの敷地で現行用途地域(準工業地域)等の規制に適合するような施設を建設することとし、必要な都市基盤施設の整備は、それぞれ単独の事業として行っています。【D】

3 JR鶴見駅と京急鶴見駅を結ぶ連絡橋の建設

JR鶴見駅と京急鶴見駅を結ぶ連絡橋の建設については、駅周辺の開発動向や駅舎の改修の動向、両駅間を乗り換える歩行者交通量の動向等を見て、検討を進めていきます。【C】

4 国道15号線拡幅事業の早期完了

国道15号については、都市計画幅員の50mに拡幅する計画となっています。本市としては、未整備区間の早期着手について、引き続き、道路管理者である国土交通省に要望していきます。【C】

5 鶴見駅周辺の南北連絡道路建設の早期整備

南北を連絡する道路として、都市計画道路岸谷線や鶴見駅周辺の立体化などの検討を進めてきました。引き続き、これらの事業化に向けて、検討を進めます。

また、横浜環状北線及び関連街路である岸谷生麦線の整備を進めており、これらの道路が完成すると交通の分散化が図られ、渋滞が緩和されるものと考えています。【C】

6 鶴見臨海部幹線道路（大黒町～末広町間）の早期整備

臨海部幹線道路については、京浜臨海部を相互に連絡するとともに、横浜都心と川崎方面との連絡強化等を担う重要な路線ですが、計画地域では活発な企業活動も行われていますので、これらへの影響等も考慮しつつ検討していきます。【C】

7 国道357号線（大黒ふ頭～扇島・川崎東京方面）の整備促進

国道357号は、本市にとって重要な役割を担っている道路ですので、引き続き他の未整備区間とともに、国土交通省に早期整備を要望していきます。【C】

8 鶴見・溝ノ口の渋滞解消

横浜環状北線及び関連街路である岸谷生麦線などを整備することにより、交通の分散化が図られ、渋滞が緩和されるものと考えています。【B】

9 首都高速道路の大黒埠頭ランプ周辺の渋滞解消

大黒ふ頭ランプ周辺の渋滞対策については、これまでも歩道橋の設置や交差点改良等の対策を進めてきましたが、平成16年4月24日に一般国道357号(大黒～本牧区間)が開通し交通の流れが大きく変わることになり、あわせて関連する交差点の改良等の対策を行っています。今後とも、現場の状況をみながら関係機関と調整し、対策を検討していきます。

なお、首都高速道路の入口対策として、平成13年7月から料金所のETCサービスを開始しています。さらに効果が発揮できるように、国や公団などと協力し、ETCの普及に取り組んでいます。【B】

10 JR鶴見駅中距離電車停車の実現に向けた積極的取り組み

「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対して引き続き要望していきます。【C】

11 京急鶴見駅特急停車実現に向けた積極的取り組み

「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、京浜急行電鉄株式会社（以下「京急」という。）に対して引き続き要望していきます。【C】

12 鶴見駅周辺への24時間駐車場の増設

鶴見駅周辺地区への24時間駐車場の増設については、再開発事業の整備状況や都市計画道路の整備、または民間主体による駅ビルの改修計画・JR中距離電車の停車等の地区を取り巻く各種整備計画の推進に併せて検討していきたいと考えています。また、再開発地区内の共用施設として計画をしている駐車場については、稼働率を高め運営コストを削減するために施設利用者以外の方も利用できるよう時間貸し等も含め、運営面での柔軟な対応を検討していく予定です。【C】

13 鶴見末広地区への市営バス路線の増強

横浜市内のバス路線網については、従来からそれぞれの地域において、市営バスと民営バス事業者が、公共交通を担う立場から責任を持って対応を行ってきています

末広地区のバス路線については、川崎鶴見臨港バス株式会社の鶴08系統鶴見駅東口～小野町～ふれーゆ行きが需要に合わせて高頻度で運行し、対応していますので、新たに市営バスを運行することは困難です。【D】

14 大黒ふ頭における地盤沈下対策の強化

大黒ふ頭は、厚い軟弱地盤層の上に建設されているため、建設時から地盤沈下が発生しており、沈下は収束傾向にありますが、現在も続いています。

このため、継続的にかさ上げ工事を実施しており、平成16年度も物揚場、荷捌き地など利用者の要望の高い

施設について工事を行いました。今後も引き続き対策工事を実施していきます。

なお、本市では、平成15年4月から「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を施行していますが、この中で地下水採取の規制などの地盤沈下対策を規定しており、本条例に基づき、横浜市域全体で地盤沈下対策を実施していきます。【B】

〔神奈川県〕

- 1 横浜駅西口周辺地区における一般車道の待機タクシー混雑解消対策、及び違法駐輪対策の推進
横浜駅西口周辺地区における一般車道の待機タクシーの混雑解消対策については、警察の所管部分について、ご指摘の地点及びご要望の趣旨を神奈川県警察に要請しました。【C】
- 2 京急神奈川新町駅・東京寄り改札口の新設
機会をとらえ、ご要望の趣旨を京急に伝えます。【C】
- 3 東海道貨物船線の旅客線化の促進並びに羽沢貨物駅へのバスターミナル設置の検討
JR東日本に対して引き続き要望していきます。また、貨物線の旅客化の見直しなど、今後、必要性も含めて検討していきます。【C】
- 4 六角橋地区の歩道整備、電柱の地中化と仲通りの再開促進
六角橋地区の歩道整備については、地元自治会及び地元商店街で検討されている六角橋まちづくりの検討結果を踏まえて、道路整備等について関係者と協議していきます。電柱の地中化についても、今後の道路整備計画と調整を図って検討していきます。
また、地域の計画と調整を図りながら、商店街の環境整備に対して支援していきます。【C】
- 5 西神奈川3丁目周辺地区の再整備促進と同地区内への地区センターの新設
西神奈川3丁目周辺地区については、現在のところ具体的なまちづくりの計画はありませんが、今後、地元のまちづくりへの気運の高まりを踏まえながら対応していきます。
本市では、「中期政策プラン」に基づき地域の方々の自主的な活動及び交流の拠点として、日常利用圏に1館、全市81館の地区センターを整備することとしています。
神奈川区については、5館の整備計画で既に整備は完了しています。
81の整備目標を増やすことについては、財政状況の厳しく困難ですので、ご理解いただくようお願いします。
【C】
- 6 中央卸売市場を含むJR高島貨物駅周辺再開発の検討促進
ご指摘の地区を含む東神奈川臨海部周辺地区(170ha)については、都市基盤施設整備や面的整備等の整備事業やスケジュールを定めた再編整備計画を平成16年3月に策定しています。その中で、ご指摘の地区については、JR高島貨物駅の北側に位置している「環境再生型都市整備ゾーン」と同駅南側に位置した「ポトリノベションゾーン」に分けて各々の整備方針等を示しています。
具体的には、「環境再生型都市整備ゾーン」は就業・居住空間が融和し、運河などの親水空間を含む魅力的な複合都市空間の形成を図ることとしています。
また、「ポトリノベションゾーン」は都市機能と港湾機能が融和した都心臨海部の新たな拠点として、みなとみらい21地区からの連続したウォーターフロントの形成を図り、新たな機能の導入にあたっては、既存の港湾物流機能、中央卸売市場機能、生産機能との調和を図ることとしています。今後も行政と民間の適切な役割分担を図りつつ、様々な施策を推進していきます。【C】
- 7 横浜環状道路北線の整備促進
横浜環状北線は、現在、事業者である首都高速道路公団が、用地測量及び、用地取得等を進めており、特に、トンネル区間の区分地上権設定を重点的に実施しています。
平成17年度は、引き続き、用地取得等を進めるとともにトンネル工事に着手する予定です。
今後とも早期完成に向けて、公団と連携しながら積極的に事業を推進していきます。【B】

8 臨港幹線道路の早期完成

臨港幹線道路については、現在、山内・瑞穂区間で整備を進めており、今後の財源確保等の状況にもよりますが、「中期政策プラン」の計画目標年次である平成18年度の新港・瑞穂区間の供用開始を目指しています。

その他の区間の事業化については、今後の交通需要の動向、周辺のまちづくり、財政状況などを考慮しながら検討していきます。【C】

9 東神奈川駅地下道の拡幅

平成17年度に基本設計を実施し、事業化に向けた検討を進めていきます。【C】

10 新浦島橋の拡幅（架け替え）

新浦島橋の架け替えについては、地域の方々と話し合いながら検討を進めていきます。【C】

11 東急東横線高架跡地を活用したプロムナード（開港ロード）の整備検討

地下化された東横線白楽～横浜駅間の跡地及び鉄道構造物については、周辺の滝の川せせらぎ緑道や神奈川宿歴史の道等とプロムナードのネットワークを形成するため、緑道として整備していきます。

また、完成後の緑道の運営管理については、緑道全体の地域による自立的・持続的な運営管理を目指し、地域の方々と協働で検討を進めています。【B】

〔西区〕

1 みなとみらい線新駅周辺の特色ある街づくり促進

みなとみらい駅周辺は、既に商業・業務施設を中心として賑わいを形成しており、来街者数も年間約4,200万人となっています。

また、新高島駅周辺については、市有地等において公募を行っており、53街区では、横浜ブロードキンググループによる総合エンターテイメント施設、55・56街区では、株式会社セガによる映像文化エンターテイメント施設、66街区では日産自動車株式会社により本社機能を有する業務ビルが計画されています。今後とも、みなとみらい21地区については、商業・業務・文化・アミューズメントなど、多様な機能の集積を図るとともに、商業を中心としたイベント等を行いながら、市民の憩いの場、賑わいの創出を図っていきます。【B】

2 浅間下・岡野町交差点の渋滞解消のための立体化推進

浅間下・岡野町交差点の立体化については、土地利用や用地などの問題が懸案となり、抜本的な渋滞対策を行うことができないことから、一般の乗用車と小型の貨物車等、一定の規模以下の自動車のみが走行可能な乗用車専用道路による立体化の可能性について検討していきます。【C】

3 横浜駅周辺地区のバスターミナルの集約、観光バス駐車場の新設

横浜駅周辺地区の観光バス駐車場の新設については、隣接駅も含めた既存乗降場所を活用する代替策等を、関係部署で調整しながら、検討していきます。【C】

4 横浜駅西口広場を中心としたペDESTリアンデッキによる歩行者ネットワークの形成促進【C】

6 横浜駅西口周辺（幸栄・五番街地区等）の防災上の視点を加味した再開発事業に対する積極的支援【C】

7 横浜駅西口狸小路地区の防災対策を加味した再開発の検討促進

平成9年に作成した「横浜駅周辺地区整備構想」の中で、街づくりの基本的な考え方を整理しており、今後もバスターミナルのあり方など周辺地区の自動車交通等に関する課題について、検討を行っていきます。平成9年に作成した「横浜駅周辺地区整備構想」で基本的な考え方を整理しており、今後も歩行者交通に関する課題について検討を行っていきます。ペDESTリアンデッキの整備については、高島二丁目地区など周辺再開発にあわせて整備が必要であり、今後も再開発の事業化に向けた取組を行っていきます。駅を中心とした街づくりや防災性の向上を図るため、地元準備組合と連携して再開発の事業化の促進を図っていきます。【C】

5 横浜駅西口周辺地区における一般車道の待機タクシー混雑解消対策、及び違法駐輪対策の推進

神奈川区1と同一回答。【C】

8 横浜駅西口地区への文化施設（常打劇場等）の誘致

本市では現在、新たな都市戦略として文化芸術によるまちづくりを進めており、都心部での文化施設についても、まちづくりの動きをとらえて、誘致や誘導を図っていきます。

なお、「中期政策プラン」に基づき、市の事業として、音楽や演劇のための多目的ホールを備えた区民文化センター等の整備を進めていますが、横浜駅西口地区における具体的な計画はありません。【D】

- 9 新田間橋から南幸橋付近に至る新田間川、幸川の埋め立てによる緑地整備等 空間利用の検討（地下駐車場の整備）

「新田間川、幸川を考える会」から3つの提案をいただいておりますが、新田間川、幸川の利用にあたっては、河川管理者が実施している高潮対策事業との調整が必要です。今後も周辺の街づくりの進捗よくにあわせ、河川管理者との調整を進めるとともに、地元の皆様と協力して、有効な活用法を検討していきます。【C】

- 10 南幸橋の防災上の視点を加味した拡幅工事の検討

南幸橋の拡幅工事については、平成17年度から事業に着手します。【A】

- 11 みなとみらい線新高島駅への急行停車

駅利用者の要望や駅周辺の土地利用の状況をみながら、事業主体である横浜高速鉄道株式会社に対して、要望を伝えていきます。【B】

- 12 東急東横線高架跡地を活用したプロムナード（開港ロード）の整備検討

廃線となった東横線横浜～桜木町駅間の跡地利用については、横浜都心部の回遊性の向上と地域の活性化、歩行者・自転車利用者の安全性・利便性確保のため、「自転車も通れる遊歩道や駐車場」として再生することを基本に検討を進めています。【B】

〔中区〕

- 1 元町第3期街づくりに対する積極的支援

元町通り周辺整備の調整や、街づくり協議地区の指導などにおいて、地元と連携した街づくりを進めていきます。みなとみらい線新駅周辺については、地域の特性に合わせた歩行者環境の再整備や街づくりルールの検討により、個性ある街づくりを推進してまいります。北仲通北地区については、地元権利者の方々とともに再整備計画の検討を進めています。石川町地区については、地元商店街の方々とともに再整備計画の検討を進めています。【C】

- 2 みなとみらい線新駅周辺の特色ある街づくり促進

みなとみらい線新駅周辺については、地域の特性に合わせた歩行者環境の最整備や街づくりルールの検討により、個性ある街づくりを推進してまいります。【B】

- 3 首都高速道路の本牧ふ頭及び新山下ランプ周辺の渋滞解消

本牧ふ頭及び新山下ランプ周辺の渋滞対策に関しては、国において施工している「一般国道357号（大黒～本牧区間）」が平成16年4月24日に開通し、さらには、横浜都心部と市南部方面とを連結する本牧ジャンクション改良事業が、平成16年12月22日に完成したことにより、混雑緩和に寄与するものと考えています。

今後とも、関連する交差点の改良等について、関係機関との取り組みを進めていきます。【B】

- 4 景観保護及び防災対策の観点から都心部周辺の電柱の地中化に向けた取り組みの一層の促進

本市における電線類の地中化については、災害対策のうえで重要な緊急輸送路等の幹線道路を中心に進めています。今後も、無電柱化推進計画等に基づき、道路や周辺の土地利用の状況（歩道幅員、交通量、電力及び通信の重要度等）地元要望、電線管理者の意見等を踏まえ、整備を進めてまいります。【B】

- 5 山下公園、大さん橋、新山下地区と連携した観光機能を有する山下ふ頭地区再整備の検討

今後の港湾施設への需要を見通しながら、臨港幹線道路計画との整合性を図り、地区の特性を生かした土地利用計画のあり方について検討してまいります。【B】

- 6 中村川のはしけ等沈没船の撤去による浄化促進

中村川、堀川は県管理の二級河川です。河川管理者である県は中村川を含めた大岡川水系全体を「重点撤去区

域」に指定して河川法に基づく監督処分の手続を順次進めています。本市としても県の取り組みに協力し、水域の巡回パトロールや沈没船の撤去を進めます。【B】

7 JR関内駅北口へのエスカレーター・エレベーターの設置

既に策定された「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、関内駅北口へのエレベーター設置が定められていますので、今後はJR東日本が具体的な事業計画を作成のうえ、事業を実施することとなります。

【B】

8 JR関内駅北口地下道へのエスカレータの増設

JR関内駅北口地下道へのエスカレーターの増設については、地下通路の構造の検討が必要であり、即時の対応は困難と考えています。【D】

9 元町・山手・山下地区における駐車場の整備促進

元町・山手・山下地区における駐車場の整備促進については、当該地区の駐車需要等を踏まえ、検討していきます。【C】

10 関内・関外地区周辺の渋滞解消

関内・関外地区周辺の交通渋滞については、環状2号線などの環状型道路を整備し、都心部への通過交通の流入を減少させることや、栄本町線の整備により交通を分散させることなどにより、渋滞対策を行ってきました。また、平成15年4月に開業した伊勢佐木長者町地下駐車場など6箇所の地下駐車場の整備により、渋滞原因の一つである路上駐車削減も行っています。

さらに、平成16年2月にはみなとみらい線が開業し、自動車交通から鉄道に転換したことや、平成16年4月には、国道357号横浜ベイブリッジ区間が完成し、本牧・大黒ふ頭間を連絡するコンテナ車両等の通過交通が大幅に減少し、都心部の渋滞が緩和しました。

今後も、首都高速道路「石川町出口(仮称)」の新設等を積極的に進めるなど、引き続き、都心部の渋滞緩和を図っていきます。【B】

11 関内・山下地区における観光バス専用駐車場の早期整備

横浜プロモーション推進事業本部2と同一回答。【C】

12 臨港幹線道路の早期完成

神奈川区8と同一回答。【C】

13 北仲通・万国橋地区の再整備促進

北仲通北地区については、地元権利者の方々とともに再整備計画の検討を進めています。【C】

14 象の鼻地区の早期整備

港湾局1(2)と同一回答。【C】

15 みなとみらい線元町・中華街駅「元町口」と山手地区の回遊性を高める環境整備促進【C】

16 石川町駅周辺の再整備促進

元町通り周辺整備の調整や、街づくり協議地区の指導などにおいて、地元と連携した街づくりを進めていきます。みなとみらい線新駅周辺については、地域の特性に合わせた歩行者環境の再整備や街づくりルールの検討により、個性ある街づくりを推進していきます。北仲通北地区については、地元権利者の方々とともに再整備計画の検討を進めています。石川町地区については、地元商店街の方々とともに再整備計画の検討を進めています。

【C】

17 東急東横線高架跡地を活用したプロムナード(開港ロード)の整備検討

西区12と同一回答。【B】

〔南区〕

1 汐見台平戸線(別所~最戸)の拡幅工事の早期実現

汐見台平戸線のうち別所地区については、バスのすれ違いも困難なイトーヨーカ堂から別所町交番までの区間

を整備対象として、事業を進めているところです。

引き続き整備の促進に努めていきます。【B】

2 南区役所の駐車場スペース拡大の検討

区役所の駐車場については、第一駐車場が狭あいになったため、平成10年には近隣の土地を購入し、21台が駐車できる第二駐車場を設置するなど、来庁者の皆様の利便性向上に努めてきました。

今後は、区庁舎の大規模な改築・改修工事を計画・検討する際に、抜本的な見直しをしていきます。【C】

3 旧市大医学部浦舟校舎用地の区民ニーズに即した活用促進

旧市大医学部浦舟校舎用地については、平成16年度、敷地内の旧三吉小学校校舎の遺構調査を実施しました。今後、区民ニーズ等を踏まえながら跡地利用方法について、様々な面から検討していきます。

また、県立大岡高校用地及び弘明寺国家公務員住宅跡地については、公園整備など、土地や建物の活用方法について、現在、国や神奈川県などと調整を進めています。今後とも、区民ニーズ等を踏まえながら検討を進めていきます。【C】

4 大岡川の蒔田公園周辺部分における公園と一体化した親水護岸の整備促進

大岡川河川再生事業の拠点の一つである「蒔田公園地区」については、事業主体である神奈川県と市が協調し、平成17年度中の事業着手を目指し地元等と調整を進めています。【B】

5 県立大岡高校用地及び弘明寺国家公務員住宅跡地の区民ニーズに即した活用促進

県立大岡高校用地及び弘明寺国家公務員住宅跡地については、土地利用の動向や、周辺住民の意向を踏まえながら、今後、街づくりの方向性や誘導策を検討していきます。【C】

〔港南区〕

1 上大岡駅周辺再開発事業の早期完成

上大岡駅周辺地区については、本市南部地域の副都心にふさわしい街づくりを進めるため、駅前のA地区に引き続き、B地区において組合施行の再開発事業が施行され、平成15年12月に再開発ビルが竣工しました。

また、C南地区についても、再開発準備組合が設立されており、再開発事業を検討していますので、準備組合と連携し早期に事業化が図れるよう取り組んでいきます。【B】

2 港南中央ガーデンプラザの早期完成

港南中央ガーデンプラザ計画については、行政機能用地と公園の一部(親水広場部分、平成16年度完成予定)を残し、施設の整備が完了しています。

行政機能用地については、現在は国有地ですが、「使いやすい区役所とするため」に利用するという計画当初からの考え方に沿って、引き続き利用計画を検討していきます。【B】

3 都市計画道路「横浜藤沢線」の整備促進

横浜藤沢線は、港南区丸山台四丁目から戸塚区舞岡町(都市計画道路桂町戸塚遠藤線交差点)まで1.9kmの区間で事業を実施しており、引き続き用地取得及び工事を進めていきます。

一方、栄区田谷町付近など横浜環状南線(栄インターチェンジジャンクション)横浜相南道路と重複する部分については、平成13年度に測量作業を実施しており、引き続き同線等の事業者である国と協議し、事業を進めていきます。

残りの区間については、平成10年度に国から地域高規格道路の候補路線として指定された状況を踏まえながら、順次、事業化を図っていきます。【B】

〔保土ヶ谷区〕

1 相鉄線星川駅周辺等の高架化の早期完成

新大橋の架替工事については、平成15年度から仮橋を設置し、16年度は仮橋の設置を行いました。19年度末完成に向けて事業を進めていきます。【B】

2 親水性のある今井川・帷子川の水際整備

保土ヶ谷区内の帷子川については、県の事業区間ですので、県に要望をお伝えしました。

また、今井川については、県管理区間ですが、本市で改修事業を実施していますので、引き続き地域の特性に配慮し、市民の皆様が親しまれる整備を進めていきます。【B】

3 鴨居・上飯田線の早期整備

鴨居上飯田線については、現在、緑区の鴨居地区や旭区の二俣川駅前地区で整備を進めています。

保土ヶ谷区の区間の整備については、これら事業中の路線の進ちょく状況等をみながら、事業化を検討していきます。【B】

4 国道1号(狩場町~保土ヶ谷町間)の整備促進

国道1号(狩場工区)は、権太坂一丁目の保土ヶ谷バイパス狩場出口付近から、保土ヶ谷二丁目の岩崎ガード交差点付近までの1,200mについて事業化しています。

平成17年度は保土ヶ谷バイパス狩場出口から狩場インターまでの区間の整備を行うとともに、残りの区間について、引き続き用地取得と工事を進めていきます。

なお、新大橋の架替工事については、平成15年度から仮橋を設置し、16年度は仮橋の設置を行います。19年度完成に向けて事業を進めていきます。【B】

〔旭区〕

1 鶴ヶ峰駅南口地区再開発事業の促進

鶴ヶ峰駅南口地区再開発事業の促進については、引き続き事業の進ちょくを図っていきます。【B】

2 二俣川駅・鶴ヶ峰駅周辺地区の整備促進

二俣川駅周辺については、引き続き南口地区再開発事業の具体化に向けた検討を地元組織とともに進めていきます。

鶴ヶ峰駅周辺についても、地元組織とともに街づくりの検討を進めていきます。【C】

3 白根通りの拡幅工事の早期完成

白根通りについては、国道16号から丸子中山茅ヶ崎船までの延長2,420mを6区間に分け事業を行っており、そのうち1区間が完成し、現在4区間で歩道設置、右折レーンやバスベイの設置など、歩行者の安全確保や渋滞解消を図るため事業を進めています。平成16年度には、中白根一丁目地区(延長360m)が完成しました。

平成17年度には、昨年度事業着手した白根六丁目地区(延長340m)において、測量業務を開始するとともに、残りの区間の用地取得を進めていきます。【B】

4 横浜厚木線の全線拡幅等の早期整備

横浜厚木線については、旭区役所脇の「下川橋」から保土ヶ谷バイパス「本村インター」間と、「市営出刈場住宅」から「三ツ境橋」手前までの1,600mで事業化しており、「下川橋」から「本村インター」間については、一昨年9月に拡幅整備が完了しました。また、出刈場地区については、平成17年度当初の完成に向け、引き続き工事を進めていきます。【B】

5 鴨居・上飯田線の早期整備

鴨居上飯田線については、平成17年度は、早期に工事着工ができるよう、引き続き、半が谷橋から本宿町バス通りまでの1,270m区間の用地取得を進めていきます。【B】

6 相鉄線踏切の高架化の促進

鉄道の立体化は、大規模な事業であり安定的な財源の確保が必要であるとともに、事業期間も長期化することから、踏切交通量や踏切遮断時間、事故防止、街づくりなどを総合的に考慮して検討していきます。【C】

〔磯子区〕

1 環状2号線森支線の早期完成

環状2号線森支線は、平成17年3月に完成しました。【A】

2 JR新杉田駅前地区の再整備促進並びに駐輪場スペース拡大の検討

新杉田駅前地区については、本市の地域拠点にふさわしい街づくりを目指して組合施行の市街地再開発事業を推進しており、平成16年9月に再開発ビルが竣工しました。

なお、自転車駐車場については、引き続き関係機関等と協議しながら、増設に努めていきます。【B】

3 円海山周辺の自然環境保全に対する一層の取り組み強化

円海山の緑地については、現在、横浜市条例に基づく「市民の森」、首都圏近郊緑地保全法に基づく「近郊緑地特別保全地区」に指定することによって、自然環境の保全を図っていますが、さらに土地所有者ご理解とご協力を得ながら、市民の森指定拡大に努めるとともに、より担保性の高い近郊緑地特別保全地区の指定拡大を進めることによって、一層の自然環境の保全が図れるよう努めていきます。【B】

4 国道16号(杉田交差点~青砥坂交差点)の整備促進

国道16号杉田地区(杉田交差点~青砥坂交差点)については、国土交通省と共同で交差点改良事業に取り組んでおり、現在の用地取得は8割程度です。平成17年度は、早期の工事着手に向け、残りの用地取得を推進します。【B】

5 汐見台平戸線の拡幅整備の促進

汐見台平戸線については、交通混雑の解消と歩行者の安全確保に向けて道路改良に取り組んでいます。平成17年度も引き続き、交通混雑の原因となっている笹塚交差点付近やバス停の改良に重点をおき、積極的な用地取得を進めていきます。【B】

〔金沢区〕

1 都市計画道路横浜豆子線の早期整備

都市計画道路横浜豆子線は、平成16年度に釜利谷南一丁目から六浦四丁目までの約1.4kmの区間の事業認可を取得し、平成17年度から事業に着手します。【B】

2 金沢文庫駅東口駅前広場の整備をはじめとした再開発事業の促進

金沢文庫駅東口地区については、再開発準備組合が事業化に対する地元の合意形成を図るため、権利者の方々と話し合いを進めています。【B】

3 金沢八景駅東口の再整備事業の早期着工

金沢八景駅東口については土地区画整理事業を進めており、現在、昭和61年に決定した計画の見直し作業や権利者の方々と事業後のまちの活性化について検討や話し合いを行っています。今後も権利者の方々と意見交換を行いながら、まちづくりを進めていきます。【C】

4 横浜ベイサイドマリーナ地区再整備事業の早期完成

横浜ベイサイド地区については、平成8年度に第1期地区の開発事業者を公募により決定し、平成10年度には各事業者の施設が開業しています。開業した各施設には多くの人々が訪れており、賑わいのある街を形成しています。

残る第2期地区についても、公募により平成15年12月に開発事業者を決定し、現在、売買契約に向けた設計等の協議を進めており、早期の開業を目指しています。【B】

5 高速湾岸線高架下の不法投棄物の取締強化及び駐車場の設置等有効活用策の検討

高速湾岸線の高架下については、首都高速道路公団に対し、不法投棄の取締強化とともに、磯子周辺や新杉田付近等で実施している駐車場の設置などの有効活用策を進めるよう働きかけていきます。【B】

6 工業団地等における良好な創業環境維持を目的とした業者規制等の検討及び憂慮すべき業者に対する誘致策の拡充強化

金沢産業団地・鳥浜工業団地においては、地元立地企業の創意に基づく取り決めにより、新たな企業が進出する際のトラブルを防止するための手続マニュアルを定めているほか、製造業を対象に工場等を新設する際、その

経費の一部を助成する工場等立地促進助成制度を実施しています。【B】

7 海づり公園の新設に向けた具体的計画の検討

現在、横浜港内には3箇所（大黒ふ頭地区、本牧ふ頭地区、磯子地区）の海づり施設を整備していますので、これらの利用状況などを見ながら、検討していきたいと考えています。【B】

8 金沢動物園のPR強化

当動物園では、現在、動物園の活性化を進めています

現在行っているPRとして、ホームページでの当園の紹介、イベント案内のちらし配布、広報よこはま、ミニコミ誌、新聞での記者発表、パスネットカードへの絵柄提供が挙げられます。

また、来園された方へ再度来園していただくためにも、イベント内容の充実を図っています。

今後の取組として、先に挙げた項目の充実を図っていきます。また、新規のPR案として、京浜急行沿線の各駅でのポスターの掲示を検討しています。【B】

9 鳥浜工業団地における地盤沈下対策の強化

本市では平成15年4月から「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を施行していますが、この中で地下水採取の規制などの地盤沈下対策を規定しており、本条例に基づき、横浜全域で地盤沈下対策を実施しています。【B】

10 京急能見台駅・金沢八景駅間の一体高架事業の早期実現

京急能見台駅・金沢八景駅間は、車両基地、東急車輛製造株式会社への引込線及び横浜市立大学などに隣接し、事業用地の確保等が困難なため、高架化の計画はありません。【D】

11 京急金沢八景駅への快速特急の停車に向けた積極的取り組み

「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、京急に対して引き続き要望していきます。【B】

12 国道357号線の横須賀方面への整備促進

国道357号は、本市にとって重要な役割を担っている道路ですので、引き続き他の未整備区間とともに、国土交通省に早期整備を要望していきます。【B】

13 国道16号線京急金沢文庫駅前の渋滞解消

交差点周辺ほか、交通渋滞の解消については、警察の所管部分について、ご指摘の地点及びご要望の趣旨を神奈川県警察に要請しました。

なお、国道16号については、都市計画幅員の22mに拡幅する計画となっています。本市としては、未整備区間の整備について、道路管理者である国土交通省に要望していきます。【B】

〔港北区〕

1 綱島街道綱島交差点周辺の渋滞解消と片側2車線化の早期実現

交差点周辺ほか、交通渋滞の解消については、警察の所管部分について、ご指摘の地点及びご要望の趣旨を神奈川県警察に要請しました。

なお、綱島街道（都市計画道路東京丸子横浜線）の整備については、東横線の鉄道立体化に伴い、日吉元石川線との交差点部分約200mが完成しているほか、引き続き川崎市境から日吉駅までの区間で事業を推進します。

また、日吉駅以南については、これらの整備の進ちょく状況をみながら、今後、事業化を検討していきます。

【B】

2 綱島駅周辺商店街再開発の促進

地元商店街が施設整備等を計画・実施する場合には、再開発事業の状況を踏まえつつ支援していきます。【C】

3 大曽根3丁目と綱島上町間の鶴見川への架橋

厳しい財政状況の中では、早急な新橋の架設は困難です。今後の課題として検討を進めていきます。【D】

4 新横浜駅南口地区の整備促進

新横浜駅南口地区の整備促進については、平成9年7月に新横浜駅南部地区土地区画整理事業として事業計画

決定しましたが、地元には様々な意見があり、事業を進めることが困難な状況となっていましたので、平成15年3月31日をもって、事業計画を廃止しました。今後は、下水道及び道路整備を含めた、南部地区の新たなまちづくりを地元関係者の皆様とともに、計画段階から検討していきたいと考えています。今後とも、早期整備を目指して努力していきますので、ご理解・ご協力をお願いします。【D】

5 新横浜駅周辺地区の歩行者ネットワークの強化

新横浜駅周辺地区の歩行者ネットワークについては、安全・快適でバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークの形成を図るため、新横浜駅北口周辺地区総合再整備事業として、

- ・ 駅舎から駅前広場を経て環状2号線を横断する歩行者デッキ
- ・ 駅前広場の機能強化や歩行者デッキ新設に伴う駅前広場の再整備
- ・ 新横浜駅入口交差点の混雑緩和を図る交差点改良

を行います。【B】

6 横浜国際総合競技場へのアクセス強化のため宮内新横浜線、横浜生田線等の道路整備促進

宮内新横浜線については、ワールドカップ開催に合わせて、新横浜駅前から市道新吉田154号線までの区間が開通しており、引き続き、県道子母口綱島線までの区間の事業を実施しています。

横浜生田線についても、日産スタジアムから鶴見川までの区間について、鶴見川多目的遊水池事業と整合を図りながら、整備を完了しました。【B】

7 横浜国際総合競技場の利用促進策の検討

日産スタジアムでは、7万人スタジアムにふさわしい各種大会、コンサート、イベントを積極的に誘致するとともに、市民利用やアマチュア利用に配慮しつつ、ワールドカップ決戦会場の知名度を活かし、新たなスタジアムの有効活用策を開発することにより稼働率の向上を図っていきます。【B】

8 JR小机駅周辺の街づくり促進

小机駅周辺地区については、地元関係者の気運の高まりを踏まえながら、対応していきます。【C】

9 横浜高速鉄道4号線の早期整備

本路線は、北部地域の基幹的な鉄道として、沿線の皆様から一日も早い開業を待ち望まれています。現在、地元のご協力をいただきながら、全線において土木工事を進めており、一部では既に完成しています。

4号線の事業採算性を十分確保するため、今後もコスト縮減に努めながら、平成19年度の開業を目標に努力していますので、沿線への積極的な企業進出の検討をお願いします。【B】

10 横浜環状道路北西線の早期事業化

第三京浜道路～東名高速道路を結ぶ（仮称）横浜環状北西線については、現在、パブリックインボルブメントを行っており、今後できるだけ早期に環境アセスメントなどの手続きに着手し、事業化を図れるよう進めていきます。【B】

11 横浜線小机踏切の立体化の早期実現

横浜線小机踏切は、都市計画道路鳥山線の整備に合わせて立体化する予定です。事業化については、周辺の道路整備状況をみながら、検討していきます。【B】

〔緑区〕

1 横浜高速鉄道4号線の早期整備

港北区9と同一回答。【B】

2 中山駅南口駅前地区の再開発促進

中山駅南口駅前地区については、市街地再開発事業についての検討を地元とともに引き続き行っていきます。

【C】

3 鴨居上飯田線の早期完成

鴨居上飯田線については、都筑区の都市計画道路川崎町田線から緑区の都市計画道路山下長津田線までの約

1,280m区間で事業を実施しています。

このうち、都筑区側から緑区の県道青砥上星川の鴨居病院までの延長 760m区間については、平成15年 10月1日に開通したところですが、残りの520mについても、引き続き工事及び用地取得を進めていきます。【B】

4 鴨居駅周辺地区の整備促進

鴨居駅周辺地区については、周辺の開発状況や地元関係者の気運の高まりを踏まえながら、対応していきます。

【C】

5 横浜線川和踏切・中山駅踏切の立体化の促進

川和踏切は、都市計画道路中山北山田線の計画線内に入っていますが、現在、中山北山田線は、地下鉄4号線の整備と合わせて港北ニュータウンから川崎町田線までの区間で事業中です。

川和踏切の立体交差化については、現在事業中の区間や周辺の道路整備状況をみながら、今後、事業化を検討していきます。【C】

6 山下長津田線の早期整備

緑区における山下長津田線については、鴨居地区（鴨居町から白山一丁目まで）、白山・上山地区（白山一丁目から中山町まで）及び長津田地区（長津田五丁目から六丁目まで）の3地区、延長約2.9kmにおいて事業を実施しています。長津田地区においては引き続き用地取得を、鴨居地区及び白山・上山地区においては用地取得および工事を進め、事業の推進を図っていきます。【B】

7 羽沢池辺線の早期整備

羽沢池辺線については、神奈川区の都市計画道路環状2号線から緑区の都市計画道路山下長津田線までを羽沢・菅田地区、都筑区の都市計画道路川崎町田線から都市計画道路横浜上麻生線までを池辺地区として、合計2地区、延長約3.6kmで事業を進めており、羽沢菅田地区は平成16年度、環状2号線接続部の一部工事に着手し、池辺地区は横浜上麻生線接続部の210mが完成しました。両地区とも引き続き用地取得及び工事を進め、事業の推進を図っていきます。【B】

8 長津田奈良線の早期整備

長津田駅周辺において、現在、山下長津田線の整備を進めており、長津田奈良線については、山下長津田線の進捗よく状況をみながら、事業化について検討を進めていきます。【C】

9 長津田駅北口線の早期整備

長津田駅北口線のうち、長津田駅北口駅前広場については、平成17年の都市計画決定を目標に計画検討を進めている市街地再開発事業で整備を予定しています。

また、本線については、周辺の街づくりとあわせて、整備手法等について地元とともに検討しているところです。事業化の時期については、長津田奈良線の整備時期を考慮しつつ、検討していきます。【B】

10 中山小学校跡地への図書館の整備検討

図書館の新設については、多くのご要望をいただいておりますが、現在、具体的な計画はありません。情報化、高齢化などの社会の動きや、市民の学習ニーズ、読書ニーズ、図書館情報システムをさらに改善するとともに、図書館と地区センターとの連携を進め、地区センター図書コーナーの充実を支援するなど、身近な図書サービス機能の拡充を進めることを考えています。【D】

〔青葉区〕

1 川崎町田線の早期整備

青葉区における川崎町田線の整備については、しらとり台さつきが丘地区（東名高速道路高架下付近から前川神社前付近）及び恩田地区（田奈小学校入口交差点からあかね台入口交差点まで）の2地区、延長約2.1kmにおいて事業を実施しています。しらとり台さつきが丘地区は引き続き工事を進め、平成16年度に完成しました。

恩田地区は、一部区間（あかね台入口付近）の整備が完成し、残り区間の用地取得を引き続き進めており、工

事に早期着手できるよう事業の推進を図っていきます。【B】

2 国道246号新石川交差点立体化事業の早期完成

道路管理者である国土交通省が、国道246号の渋滞解消のため、新石川交差点の立体化事業を進めているところです。現在、高架橋の工事を進めており、本市としても、引き続き同省の早期完成を要望していきます。【B】

3 横浜環状道路北西線の早期事業化

第三京浜道路～東名高速道路を結ぶ（仮称）横浜環状北西線については、現在、パブリックインボルブメントを行っており、今後できるだけ早期に環境アセスメントなどの手続きに着手し、事業化が図れるよう進めていきます。【B】

4 青葉台駅周辺地区（環状4号線）の電線地中化の促進

電線共同溝の整備については、環状2号線と環状2号線より内側の交通量の多い4車線以上の放射幹線道路で、都市防災上重要な緊急輸送路第一次路線等を基本として計画路線を選定し、整備を進めています。そのため、青葉台駅周辺地区の電線類地中化については、早期事業化は困難です。【D】

〔都筑区〕

1 港北ニュータウン・センター地区の整備促進

港北ニュータウンセンター地区の現在の土地利用状況については、約7割程度まで進んでいます。また、現在進行中の中央地区土地区画整理事業も平成16年度未換地処分に向け順調に工事が進ちよくしています。

今後、センター北や中央地区の施設用地において、大規模複合商業施設の早期建設に向け支援していきます。

【B】

2 横浜高速鉄道4号線の早期整備

港北区9と同一回答。【B】

3 丸子中山茅ヶ崎線（佐江戸、池辺町付近）改良事業の早期完成

都市計画道路横浜上麻生線との交差点である開戸交差点の北側、延長約790m区間を都市計画道路佐江戸北山田線（池辺地区）として事業を実施しており、平成16年度に完成しました。また、開戸交差点から南側、延長約630m区間を主要地方道丸子中山茅ヶ崎線（池辺地区及び都田西小学校前地区）として事業を進めており、開戸交差点寄りの約400m区間については、平成15年9月に拡幅工事が完成しています。残りの約230m区間についても、引き続き用地取得を進め、早期完成を目指します。なお、落合橋から都筑下水処理場側の延長200mについては、整備を完了しています。【B】

〔戸塚区〕

1 戸塚駅西口地区再開発事業の促進

戸塚駅西口第1地区については、平成15年10月に計画を再検討することとしました。平成16年3月に「再検討案」をまとめ、現在、具体的な計画案の策定に向けて、検討を進めているところです。

今後は、平成17年度に都市計画変更・事業計画変更を行い、18年度に管理処分計画決定、施設建築物工事着工、20年度には商業施設及び交通広場をオープンする予定で事業を進めていきます。【B】

2 舞岡付近の再開発等活性化のための市街化調整区域の用途変更

本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和45年6月に市域全体を「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」（市街化区域）と「市街化を抑制すべき区域」（市街化調整区域）に区分し、これまでおおむね5年から7年おきに5回の全市的な見直しを行ってきました。

この見直しにおいては、「土地区画整理事業等の（基盤整備を伴う）計画的な開発が行われることが確実な区域」や、「市街化区域に接し、既に開発整備された区域で、地区計画の決定等により、その環境が保全されると認められる区域」等の変更基準を満たす市街化調整区域から市街化区域に変更してきました。

舞岡駅周辺地区については、昭和45年の当初決定時点から市街化調整区域となっています。

市街化調整区域から市街化区域への変更は、「都市計画マスタープラン」に位置付けられるような都市の活力向上に資すると認められる計画的なまちづくりが実施されることが確実となった場合に行っていきたく考えています。【C】

3 戸塚駅周辺の街づくりに合わせた都市計画道路柏尾戸塚線の早期整備

都市計画道路柏尾戸塚線の整備については、土地区画整理事業として、周辺市街地の街づくりとともに、早期の整備に向け鋭意事業を推進しています。【C】

4 国道1号線原宿交差点・不動坂交差点の立体交差化の早期完成

国道1号線原宿交差点の立体交差化については、現在、道路管理者である国土交通省が、立体化に必要な用地取得のための個別協議を進めているところです。また、用地が取得できた箇所から順次、埋蔵文化財保存のための調査を行った後、現在供用している車道を外側に切り廻す工事を進めています。

本市としても、早期整備に向け、引き続き国土交通省に要望していきます。

また、不動坂交差点の立体交差化については、本市事業として平成9年度から事業着手しており、現在、用地取得を進めています。【B】

5 東海道線の東戸塚駅停車の実現に向けた積極的取り組み

「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、JR東日本に対して引き続き要望していきます。【B】

6 桂町戸塚遠藤線の早期整備

桂町戸塚遠藤線については、栄区小菅ヶ谷町の環状3号線から戸塚区戸塚町の国道1号までの延長2.9kmで用地の取得と工事を行っています。平成17年度も引き続き整備を進め、早期完成に向け努力していきます。【B】

〔栄区〕

1 笠間町、公田、鍛冶ヶ谷の交通渋滞の解消

交差点周辺ほか、交通渋滞の解消については、警察の所管部分について、ご指摘の地点及びご要望の趣旨を神奈川県警察に要請しました。

なお、環状4号線の笠間町の交通渋滞については、横浜環状南線の計画と併せ交差点付近の改良を検討しています。

また、公田交差点の交通渋滞については、現在、鎌倉市境から本郷小学校前までの区間について拡幅事業を進めており、早期完成を目指しているほか、横浜環状南線に合わせて都市計画決定された上郷公田線の整備により、環状4号線の交通を分散させ、渋滞解消を図っていきます。【B】

2 大船駅北口改札口の早期開設

大船駅北口改札口の開設については、市民の利便性向上及び歩行者の安全性確保を目指し、平成16年2月に工事着手しています。

今後も改札口の早期開設に向け、安全に留意し工事を進めていきます。【B】

3 横浜藤沢線の早期整備

横浜藤沢線は、港南区丸山台四丁目から戸塚区舞岡町（都市計画道路桂町戸塚遠藤線交差点部）まで1.9kmの区間で事業を実施しており、引き続き用地取得及び工事を進めていきます。

一方、栄区田谷町付近など横浜環状南線（栄インターチェンジジャンクション）、横浜相南道路と重複する部分については、平成13年度に測量作業を実施しており、引き続き横浜環状南線の事業者である国と協議し、事業を進めていきます。

残りの区間については、平成10年度に国から地域高規格道路の候補路線として指定された状況を踏まえながら、順次、事業化を図っていきます。

また、栄区長尾台町（(仮称)栄インターチェンジジャンクションとの重複部）から戸塚区小雀町（鎌倉市境）まで、約1.4kmの区間（田谷小雀地区）についても、平成14年11月に事業着手しており、引き続き用地取得

等を進めていきます。【B】

4 本郷台駅前地区の商業活性化策の検討

本郷台駅前地区については、駅前広場の活性化を目的に、栄区商店街連合会、地元連合自治会、及び栄区役所が中心となって本郷台駅前広場活性化事業として、駅前広場を活用したイベントを実施し、地域の交流の場や商店街の賑わいづくりに取り組んでいます。

また、平成16年度については、本郷台駅前アーケード商店街協同組合において、ソーラーパネルで昼間蓄電した電力を夜間、商店街の街路灯（12本の蛍光灯）に利用する商店街新エネルギー導入事業（所管 環境創造局）を実施しました。

今後も、商店街の意向を踏まえて、商店街活性化支援アドバイザー派遣事業による活性化計画の検討や商店街活性化イベント助成事業などにより支援していきます。【B】

5 環状4号線の早期整備

栄区の環状4号線については、現在、鎌倉市境から本郷小学校前までの区間について拡幅事業を進めており、早期完成を目指しているほか、横浜環状南線に合わせて都市計画決定された上郷公田線の整備により、環状4号線の交通を分散させ、渋滞解消を図っていきます。【B】

6 円海山周辺の自然環境保全に対する一層の取り組み強化

磯子区3と同一回答。【B】

〔泉区〕

1 地元事業者の声を十分に反映したセンターロード整備計画事業の早期実現

センターロード整備事業は、地元商業関係者・地元自治会町内会の代表者・沿道地権者・公募区民の方々により「センターロード街づくり協議会」を設置し、センターロード区間（環状3号線から環状4号線を結ぶ横浜伊勢原線沿道）のまちづくりについて、平成6年度から検討を行ってきました。

その間、まちづくりを実践し建物を建てる際の指針となる「センターロードまちづくりルール」や横浜伊勢原線道路拡幅整備事業に対するセンターロード街づくり協議会の提言である「まちづくり整備案」を策定するなど、一定の成果を上げてきました。

現在は道路局が、「まちづくり整備案」を参考に、電線類地中化や歩道のインターロッキング舗装など、センターロード区間の横浜伊勢原線道路拡幅整備事業（平成18年度完成予定）を行っています。

今後は、地域の方々が一丸となってセンターロード整備事業に取り組む必要があります。【C】

2 環状4号線の早期整備

環状4号線については、市営地下鉄下飯田駅付近から南側2,100mで事業化しており、平成17年度は残る用地取得と工事を進め、平成17年度末の完成を目指します。【B】

3 公共駐車場の整備推進

公共駐車場の整備促進については、駐車需要等を踏まえ、検討していきます。【C】

4 泉区役所周辺の電線地中化対象エリアの拡大

本市における電線類の地中化については、災害対策のうえで重要な緊急輸送路等の幹線道路を中心に進めており、泉区役所前の主要地方道横浜伊勢原線は緊急輸送路第一次路線として事業を進めています。

エリアの拡大については、今後の駅周辺の区画整理など、他の事業に併せて進めるように努めていきます。【C】

5 横浜伊勢原線の早期整備

横浜伊勢原線は、国道1号から藤沢市境までの5.4kmの区間で事業を実施しています。平成17年度は、市営地下鉄踊場駅付近から立場駅付近までの区間、中和田小学校前及び和泉坂上交差点付近などで道路拡幅工事を行う予定です。残る用地取得や工事を推進し、早期の完成を目指します。【B】

6 下飯田地区の商業・産業集積地としての整備検討

下飯田・中和泉地区については、いずみ田園文化都市構想に基づき本市南西部地域の拠点形成のため、下飯田

駅及びゆめが丘駅を中心とする先行地区（約25ha）において、「いずみ田園第一地区土地区画整理準備組合」が発足し、土地区画整理事業の事業化に向けた取り組みを進めています。【B】

7 深谷通信所の返還に向けた取り組み並びに跡地開発計画の策定

平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意された深谷通信所については、早期に返還が実現されるよう国に求めています。跡地利用については、庁内に設置した「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」において検討を進めており、平成17年3月25日に第一次報告書を公表したところですが、国の力・民の力の導入を図りつつ、都市横浜の発展と市民の福祉の増進に寄与するものとなるよう、市民・地元の意向を踏まえながら検討を進めています。【B】

8 地域活性化に向けた市街化調整区域の指定変更の検討

本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和45年6月に市域全体を「すでに市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」（市街化区域）と「市街化を抑制すべき区域」（市街化調整区域）に区分し、これまでおおむね5年から7年おきに5回の全体的な見直しを行ってきました。

この見直しにおいては、「土地区画整理事業等の（基盤整備を伴う）計画的な開発が行われることが確実な区域」や、「市街化区域に接し、既に開発整備された区域で、地区計画の決定等により、その環境が保全されると認められる区域」等の変更基準を満たす区域を市街化調整区域から市街化区域に変更してきました。

市街化調整区域から市街化区域への変更は、「都市計画マスタープラン」に位置付けられるような、都市の活力向上に資すると認められる計画的なまちづくりが実施されることが確実となった場合に行っていきたいと考えています。【C】

〔瀬谷区〕

1 瀬谷・柏尾線の拡幅等の整備促進

県道瀬谷柏尾線の道路改良事業としては、瀬谷中学校前交差点西側付近から瀬谷図書館先の本郷十字路交差点（あじさいの里入り口付近）までの区間（本郷地区）について拡幅工事を行い、平成14年度に完成しました。

また、中屋敷地区、二ツ橋地区、三ツ境地区等については事業中です。その他の地区については、これらの事業の進捗状況を見ながら、今後、事業化を検討していきます。【C】

2 上瀬谷通信施設の返還に向けた取り組み並びに跡地開発計画の策定

平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意された上瀬谷通信施設については、早期に返還が実現されるよう国に求めています。跡地利用については、庁内に設置した「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」において検討を進めており、平成17年3月25日に第一次報告書を公表したところですが、国の力・民の力の導入を図りつつ、都市横浜の発展と市民の福祉の増進に寄与するものとなるよう、市民・地元の意向を踏まえながら検討を進めています。【B】

3 横浜厚木線の全線拡幅等の早期整備

横浜厚木線については、現在、旭区内で整備を進めています。瀬谷区内については、この区間や他の事業中区間の整備状況を見ながら、今後、事業化を検討していきます。【C】

4 環状4号線の早期整備

米軍上瀬谷基地返還に伴う跡地利用計画と調整を図りながら、早期の事業化について検討していきます。【C】

5 瀬谷駅南口再開発事業の早期具体化

瀬谷駅南口の再開発事業については、地元の市街地協議会と十分協議を行い、事業の具体化に向けた検討を進めていきます。【C】

6 目黒・五貫目周辺の工業集積地の環境整備促進

操業環境の整備を推進するため、立地企業自らが安心して操業できる環境をつくり出す「建築協定」の締結を支援していきます。また、地域のニーズ把握に努めるとともに、適切な支援策を検討していきます。【C】

7 瀬谷五貫目地域における研究開発型産業集積地としての検討

内陸部の工業集積地については、今後、地域の特性を活かした工業集積方針を策定していきたいと考えています。当地域についても、この集積地の一つとして、特性に応じた集積の維持、活性化を図っていきます。【C】

8 相鉄線踏切の高架化の促進

鉄道の立体化は、大規模な事業であり安定的な財源の確保が必要であるとともに、事業期間も長期化することから、踏切交通量や踏切遮断時間、事故防止、街づくりなどを総合的に考慮し検討していきます。なお、瀬谷駅付近の環状4号線立体交差化については、平成17年度春の高架部完成に向け、橋りょう工事を進めています。

【B】

この旨ご了承いただき、貴会議所の皆様によろしくお伝えいただくとともに、今後とも市政にご協力いただくようお願いいたします。